

最近の建設行政の話題

令和元年 9月26日

国土交通省 九州地方整備局
技術調整管理官 竹下 卓宏

【本日の内容】

1. 防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策と2019年度予算、2020年度概算要求
2. 社会資本整備を取り巻く現状と働き方改革
3. i-Construction取り組み
4. 令和元年8月の前線に伴う大雨被災状況

1. 防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策と 2019年度予算、2020年度概算要求

1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目

○財政投融資の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

おおむね3.5兆円程度

- (1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2)救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3)避難行動に必要な情報等の確保

おおむね2.8兆円程度
おおむね0.5兆円程度
おおむね0.2兆円程度

II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

おおむね3.5兆円程度

- (1)電力等エネルギー供給の確保
- (2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3)陸海空の交通ネットワークの確保
- (4)生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

おおむね0.3兆円程度
おおむね1.1兆円程度
おおむね2.0兆円程度
おおむね0.02兆円程度

(※1)

うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

(※2)

四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

3. 本対策の期間と達成目標

○期間:2018年度(平成30年度)～2020年度(平成32年度)の3年間

○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。

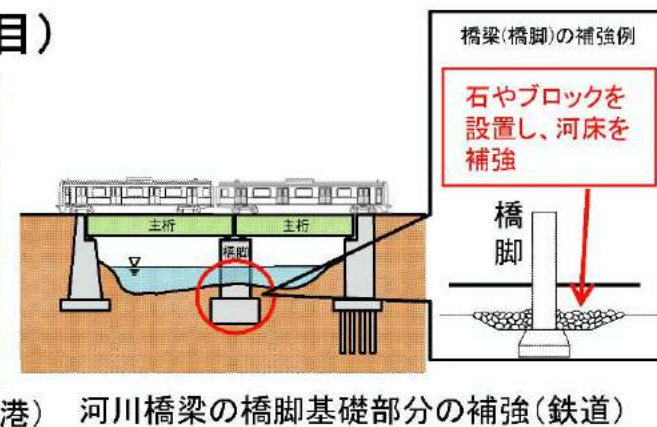
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の概要

1. 基本的な考え方

- 本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日)のほか、既往点検の結果等を踏まえ、
- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
 - ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持
- の観点から、特に緊急に実施すべきソフト・ハード対策について、3年間で集中的に実施するもの。
- 国土交通省では、緊急点検結果を踏まえた対策62項目及び既往点検結果を踏まえた対策等5項目合計67項目について緊急対策を実施する。

2. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(国土交通省関係)の概要

緊急点検結果を踏まえた対策(62項目)



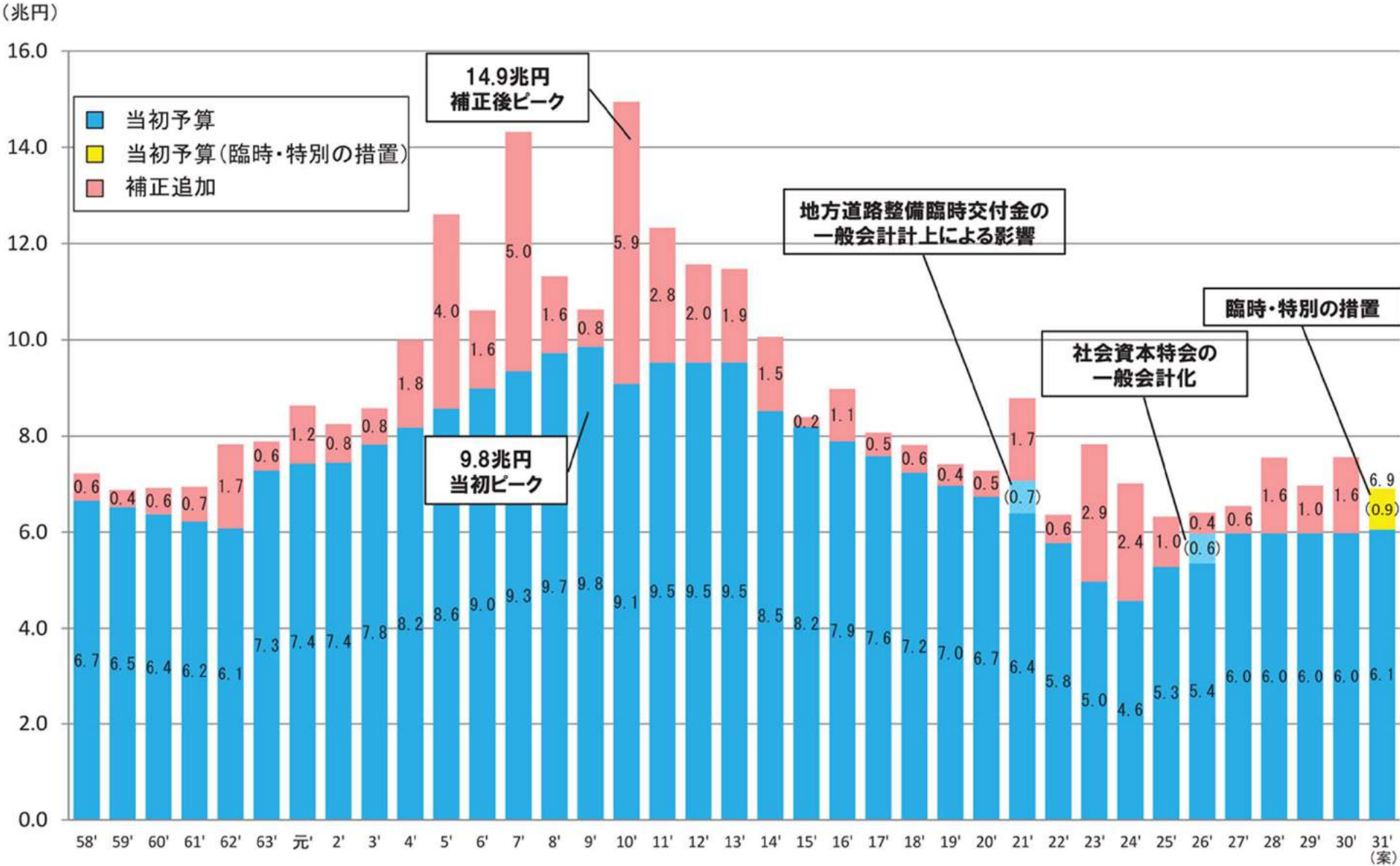
既往点検結果を踏まえた対策等(5項目)

3. 本対策の期間と達成目標

- 期間:2018年度～2020年度の3年間
- 達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、対策を完了(概成)または大幅に進捗させる。

公共事業関係費の推移(政府全体)

公共事業関係費の推移 (S58年度～)



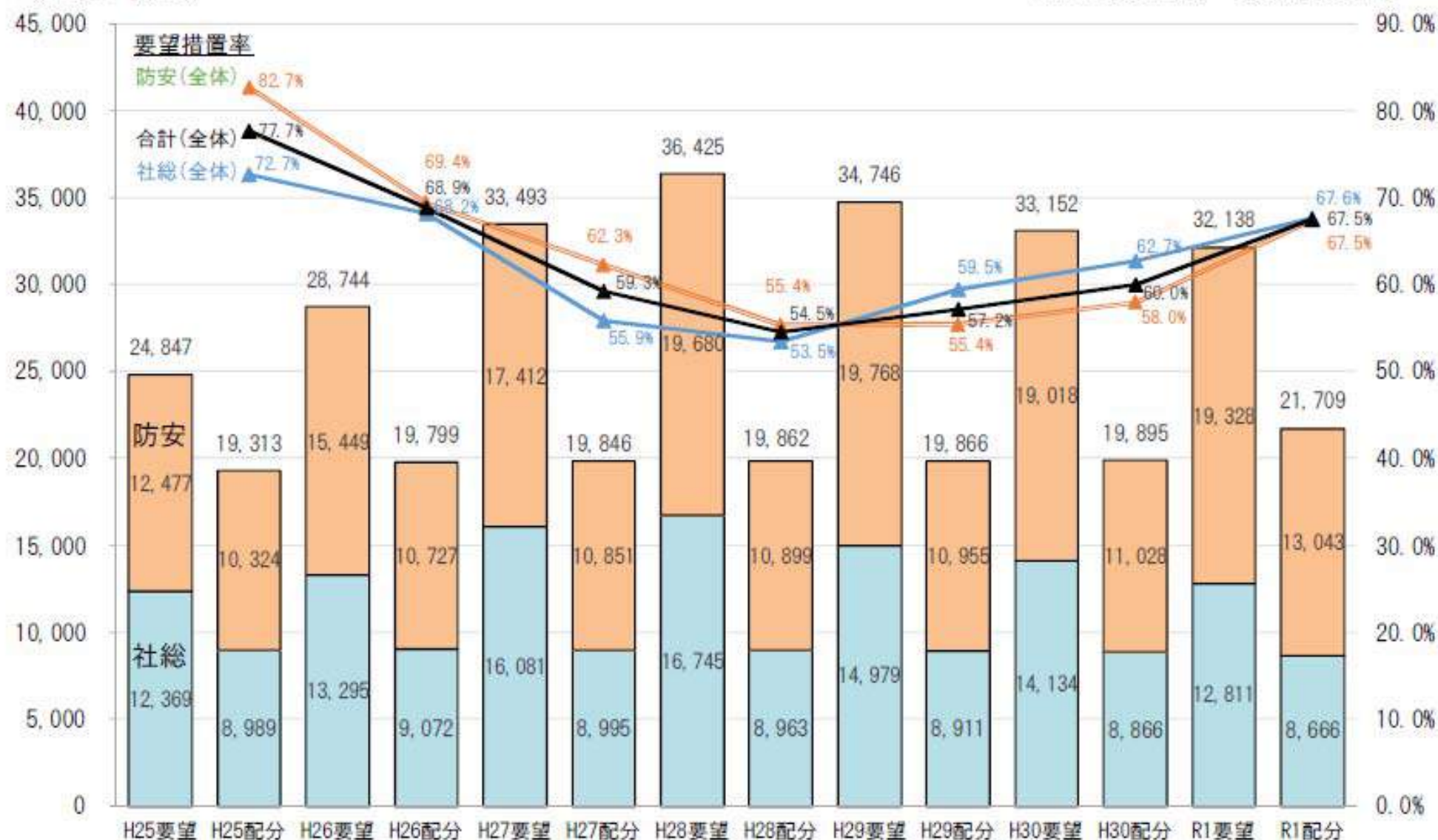
(注) NTT-A、B(償還時補助等を除く)を含む。

出典: 財務省HPより

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の要望額・配分額等の推移

(単位：億円)

※R1の計数は臨時・特別の措置を含む

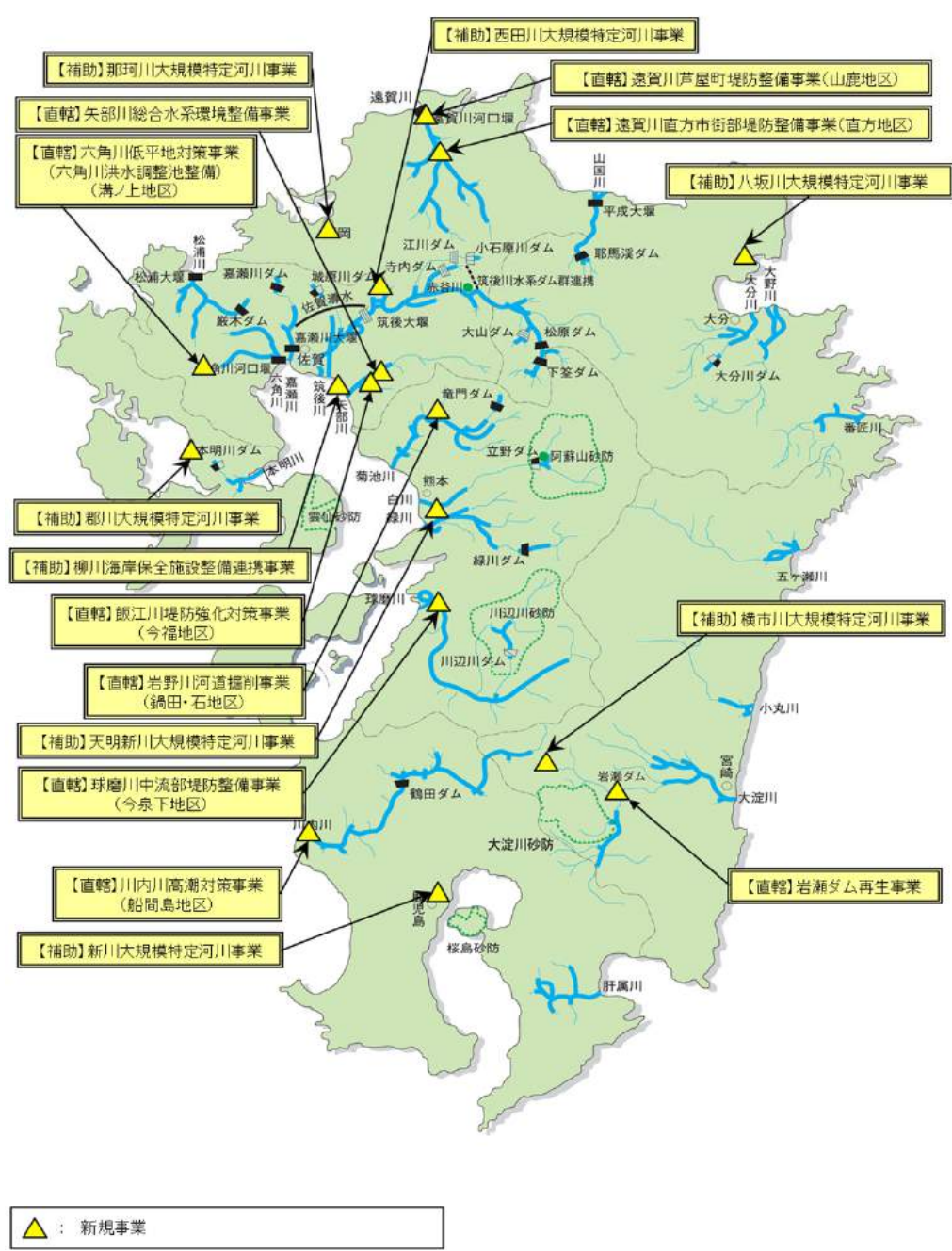


(事業費ベース、単位:億円)

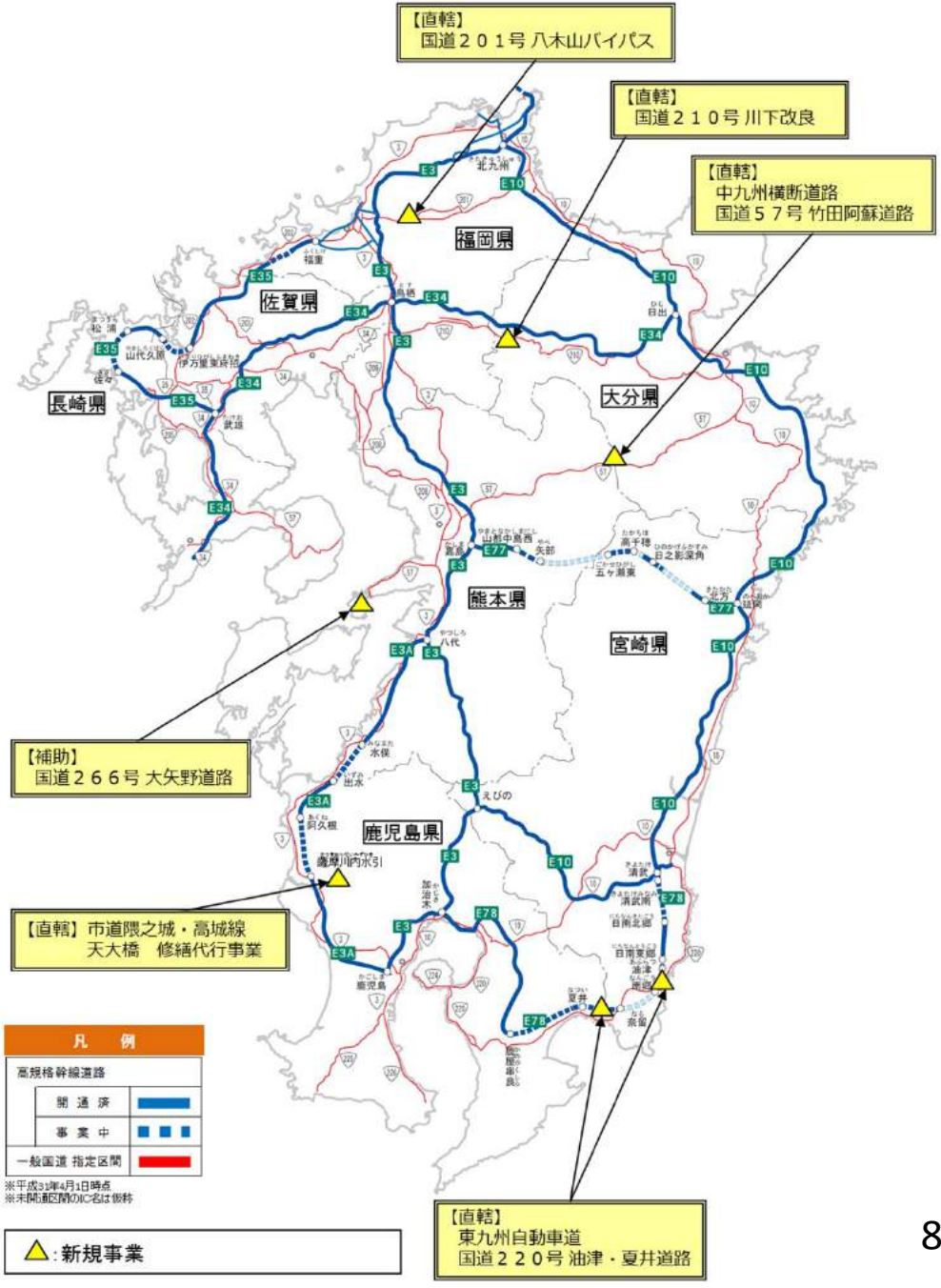
区 分		平成31年度 (A)	対前年度 倍 率 (A/D)	通 常 分 (B)	対前年度 倍 率 (B/D)	防災・減災、 国土強靱化のた めの緊急対策 (C)	平成30年度 (D)
直轄事業	本省配分	2,290	1.14	1,970	0.98	321	2,014
	一括配分	859	1.26	729	1.07	131	682
	九州地整計	3,150	1.17	2,698	1.00	451	2,697
	全 国	28,695	1.17	24,829	1.01	3,866	24,619
補助事業等	本省配分	6,932	1.15	6,032	1.00	900	6,043
	一括配分	193	0.76	193	0.76	0	252
	九州地整計	7,125	1.13	6,225	0.99	900	6,295
	全 国	60,498	1.13	54,119	1.01	6,379	53,576
合 計	本省配分	9,222	1.14	8,001	0.99	1,221	8,057
	一括配分	1,052	1.13	922	0.99	131	935
	九州地整計	10,275	1.14	8,923	0.99	1,351	8,992
	全 国	89,193	1.14	78,948	1.01	10,245	78,195

注)補助事業等には、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」の額を含む。
注)平成31年度当初予算のゼロ国債は除いている。
注)本表は、工事諸費を除いている。
注)端数処理の結果、合計と一致しないことがある。

河川関係



道路関係



国土交通省 令和2年度予算概算要求のポイント

(基本的な考え方：抜粋)

○東日本大震災や近年相次ぎ発生している大規模自然災害を踏まえ、切迫する巨大地震等や気候変動の影響により頻発・激甚化が懸念される気象災害から国民の生命と財産を守るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施するとともに、3か年緊急対策後も見据え、こうした取組の加速化・深化を図ることが重要である。

○また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も経済の好循環を更に持続・拡大させていくため、成長力を強化し支える社会資本整備、観光先進国の実現、ビックデータや自動運転等の新技術の活用等を戦略的に推進し、生産性と成長力の上げを加速することが強く求められている。

○さらに、地方における経済の好循環の端緒が見られる中、地方創生の更なる推進により、豊かで暮らしやすい地方を実現し、地域住民の生活の質を向上させる必要がある。

○こうした認識の下、令和2年度予算においては、「被災地の復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「生産性と成長力の上げの加速」及び「豊かで暮らしやすい地域づくり」に取り組む。

○特に、社会資本の整備は、未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に確実に引き継いでいかなければならない。このため、既存施設の計画的な維持管理・更新を図るとともに、中長期的な視点に立って、将来の成長の基盤となり、安全で豊かな国民生活の実現に資する波及効果の大きな政策・プロジェクトを全国各地で戦略的に展開していく必要がある。

このようなストック効果を重視した公共投資の推進により、国民の安全・安心や豊かな暮らしを確保するとともに、経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現するため、必要な公共事業予算の安定的・持続的な確保が不可欠である。

○これらを踏まえ、令和2年度予算においても、「新しい日本のための優先課題推進枠」を最大限活用し、要求を行うこととする。

なお、令和2年度予算における臨時・特別の措置については、必要な規模を確保することし、その具体的な内容については、予算の編成過程において検討する。

(公共事業の効率的・円滑な実施等)

○公共事業の効率的・円滑な実施を図るため、適正価格での契約、地域企業の活用に配慮した適切な規模での発注等に取り組む。併せて、新担い手3法も踏まえ、中長期的な担い手の確保育成等に向けて、国庫債務負担行為の活用等による施工時期等の平準化、新技術導入やICT等の活用によるi-Constructionの推進、適正な工期設定等による週休2日の実現等の働き方改革に取り組む。

令和2年度国土交通省関係予算 概算要求 総括表(抜粋)

(単位:百万円)

事項	事業費			国費			
	R2年度要求	R1年度予算	前年度比	R2年度要求	うち美しい日本のための優先課題推進枠	R1年度予算	前年度比
治山治水	1,097,446	947,380	1.16	990,585	234,400	832,435	1.19
道路整備	4,315,441	3,997,849	1.08	1,698,339	416,627	1,421,231	1.19
港湾空港鉄道等	1,148,958	968,633	1.19	499,950	126,321	427,840	1.17
住宅都市環境整備	4,072,766	3,943,823	1.03	685,576	158,343	574,566	1.19
公園水道廃棄物処理等	72,508	60,258	1.20	53,129	12,818	44,322	1.20
社会資本整備総合交付金	2,050,968	1,707,786	1.20	1,003,691	2,530,344	836,374	1.20
防災・安全交付金	2,597,886	2,143,900	1.21	1,261,143	327,209	1,040,587	1.21
推進費	29,167	24,133	1.21	22,304	5,577	18,542	1.20
災害復旧等	69,724	69,090	1.01	55,208	0	55,084	1.00
公共事業関係計	15,454,864	13,862,852	1.11	6,269,925	1,534,329	5,250,981	1.19
その他施設	86,494	73,509	1.18	71,596	24,359	53,506	1.34
行政部費	—	—	—	668,355	44,685	617,162	1.08
合計	—	—	—	7,010,056	1,603,373	5,921,649	1.18

※消費税率引上げ需要変動等に対応する臨時・特別の措置は予算編成過程において検討

※前年度予算額には、臨時特別の措置は含まない

※本表のほか、東日本大震災復興特別会計(復旧・復興)、附帯・受託工事費がある。

令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

(予算編成過程において検討)

- 社会保障の充実、教育負担の軽減・子育て層支援等の消費税率引上げに伴う増
- 「臨時・特別の措置」の具体的な内容

新しい日本のための優先課題推進枠

裁量的経費への振替額 $B \times 3$ 倍

裁量的経費に係る削減額 $A \times 3$ 倍

+

+

自然増 0.53兆円

裁量的経費への振替額 (+ B)

+

裁量的経費に係る削減額
($\Delta 10\%$: ΔA)

義務的経費に係る削減額 (ΔB)

地方交付税
交付金等

年金・医療等

裁量的経費

義務的経費

さらに、聖域を設けることなく施策・制度の抜本的見直し

16.0兆円

32.5兆円

14.8兆円

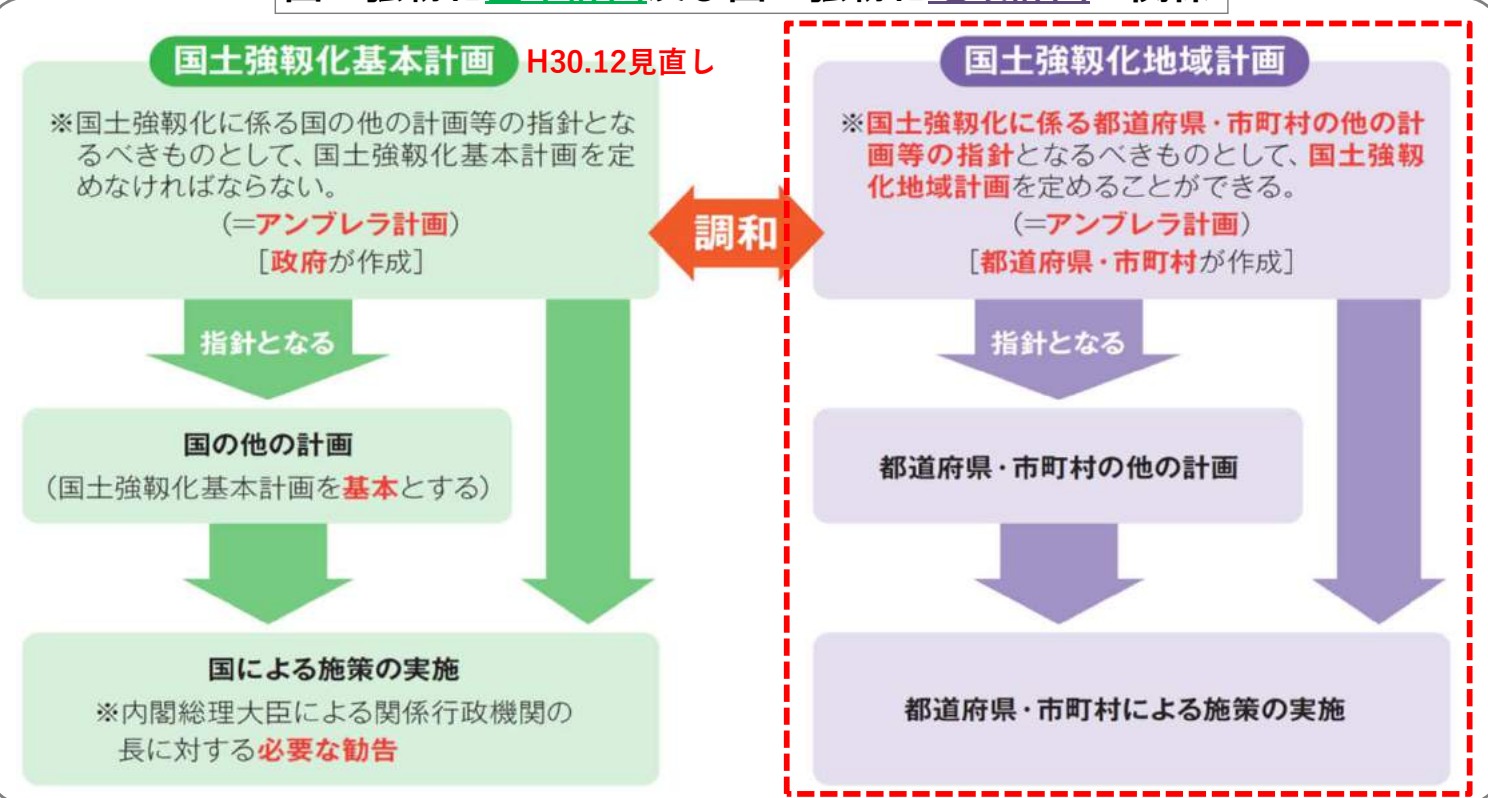
12.6兆円

前年度
予算額
75.9兆円

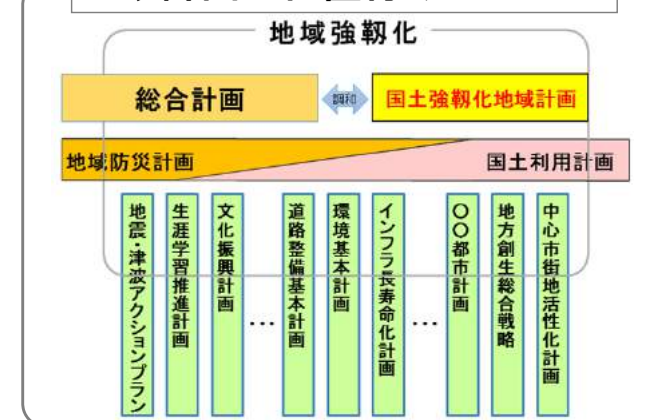
※ 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、国勢調査に必要な経費の増等について加減算。

- 地域計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国における基本計画と同様に、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するもの（国土強靱化基本法第13条）
- 地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する（国土強靱化基本法第4条）

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



地域計画の位置付けイメージ



国土強靱化の進め方



- 地域計画に基づき実施される取組に対しては、関係府省庁による補助金・交付金による支援を実施
- 具体的な事業名や事業量を明記した地域計画の策定が必要

◇内閣官房 国土強靱化HP◇

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/

市区町村の国土強靱化地域計画の策定率マップ

令和元年9月1日現在の状況(政令指定都市含む)

策定済み 115市区町村

策定中(予定含む) 158市町村

<参考>都道府県:全団体で策定済み

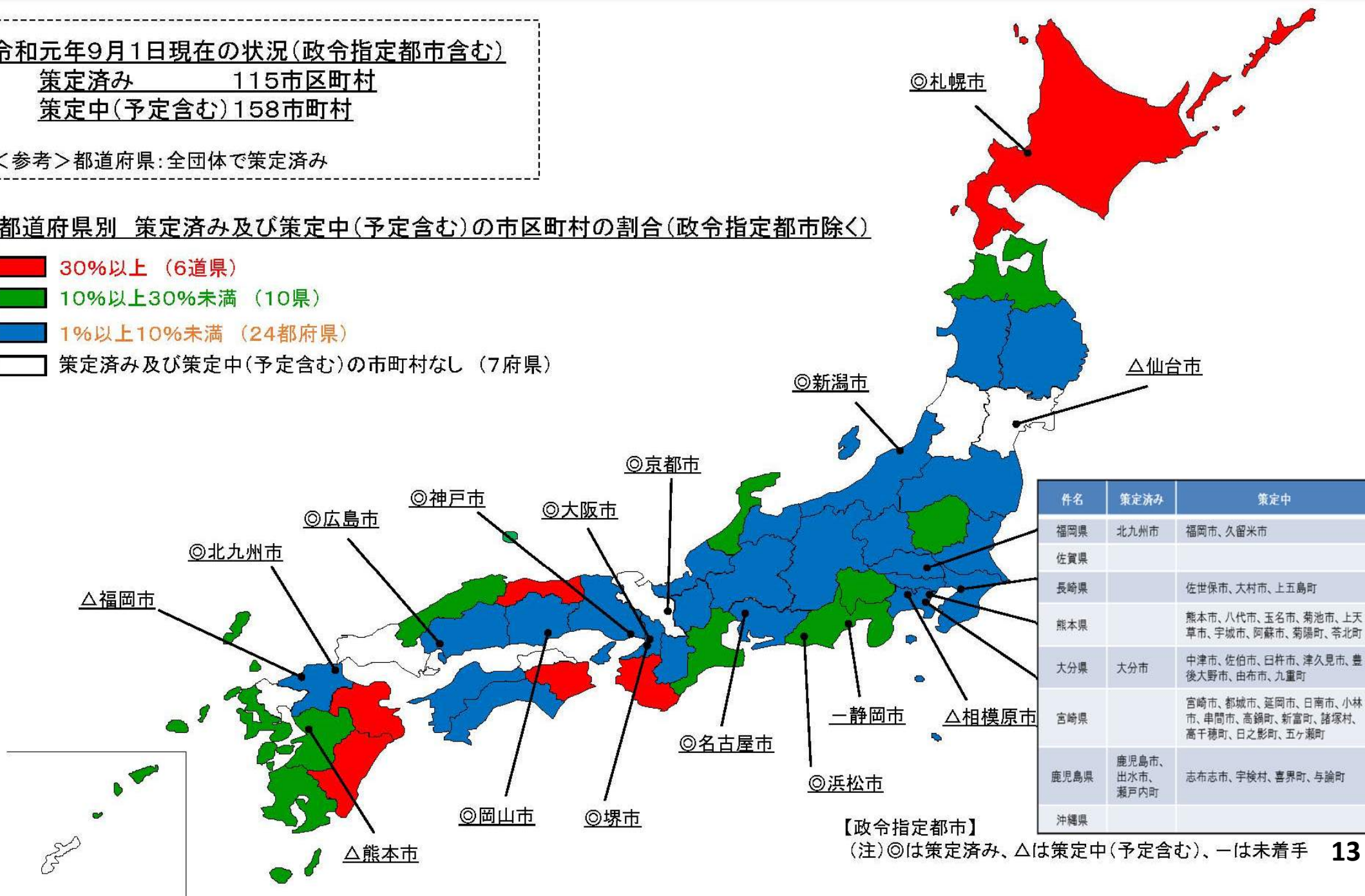
都道府県別 策定済み及び策定中(予定含む)の市区町村の割合(政令指定都市除く)

30%以上 (6道県)

10%以上30%未満 (10県)

1%以上10%未満 (24都府県)

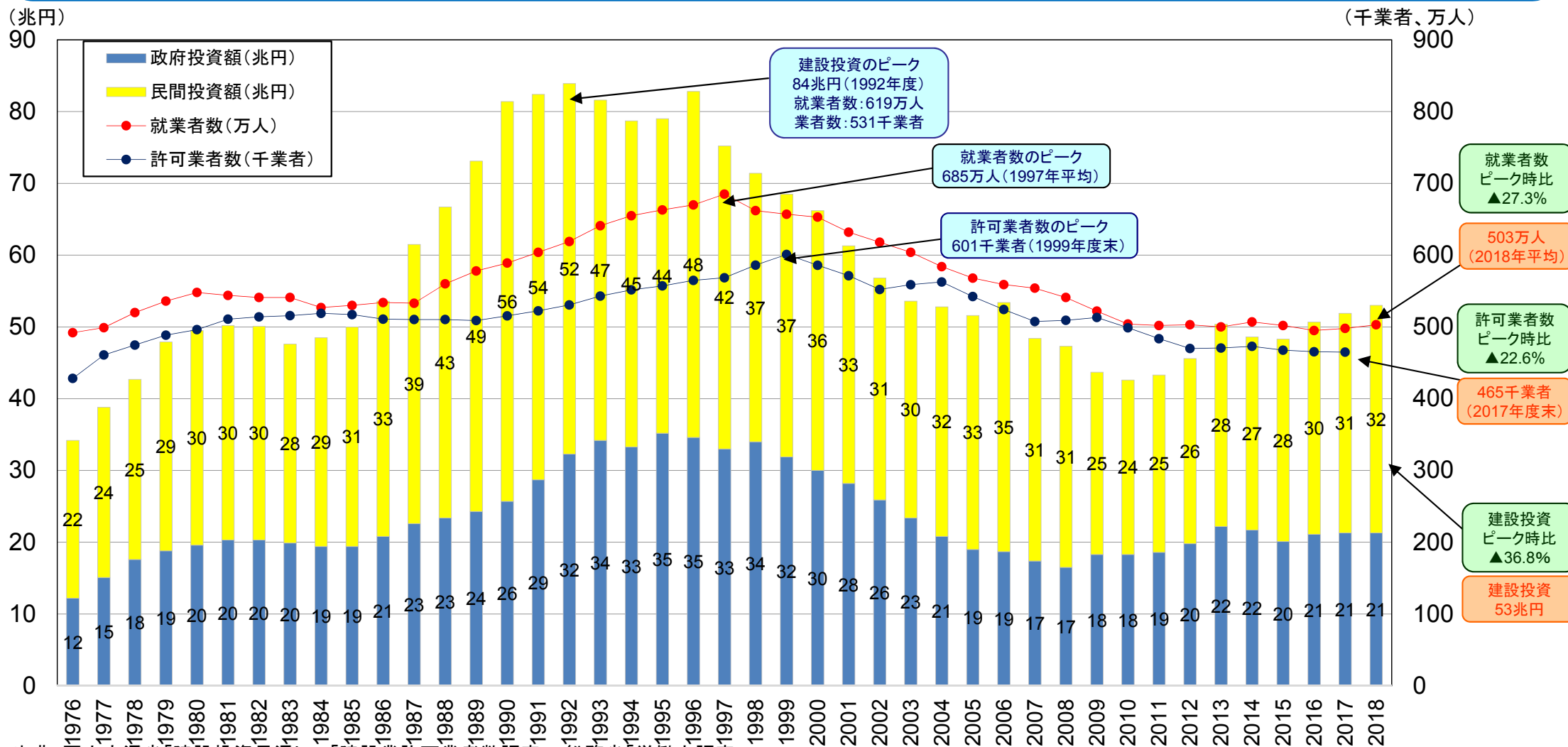
策定済み及び策定中(予定含む)の市町村なし (7府県)



2. 社会資本整備を取り巻く現状と働き方改革

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2010年度：約43兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2018年度は約53兆円となる見通し（ピーク時から約37%減）。
- 建設業者数（2017年度末）は約46万業者で、ピーク時（1999年度末）から約23%減。
- 建設業就業者数（2018年平均）は503万人で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

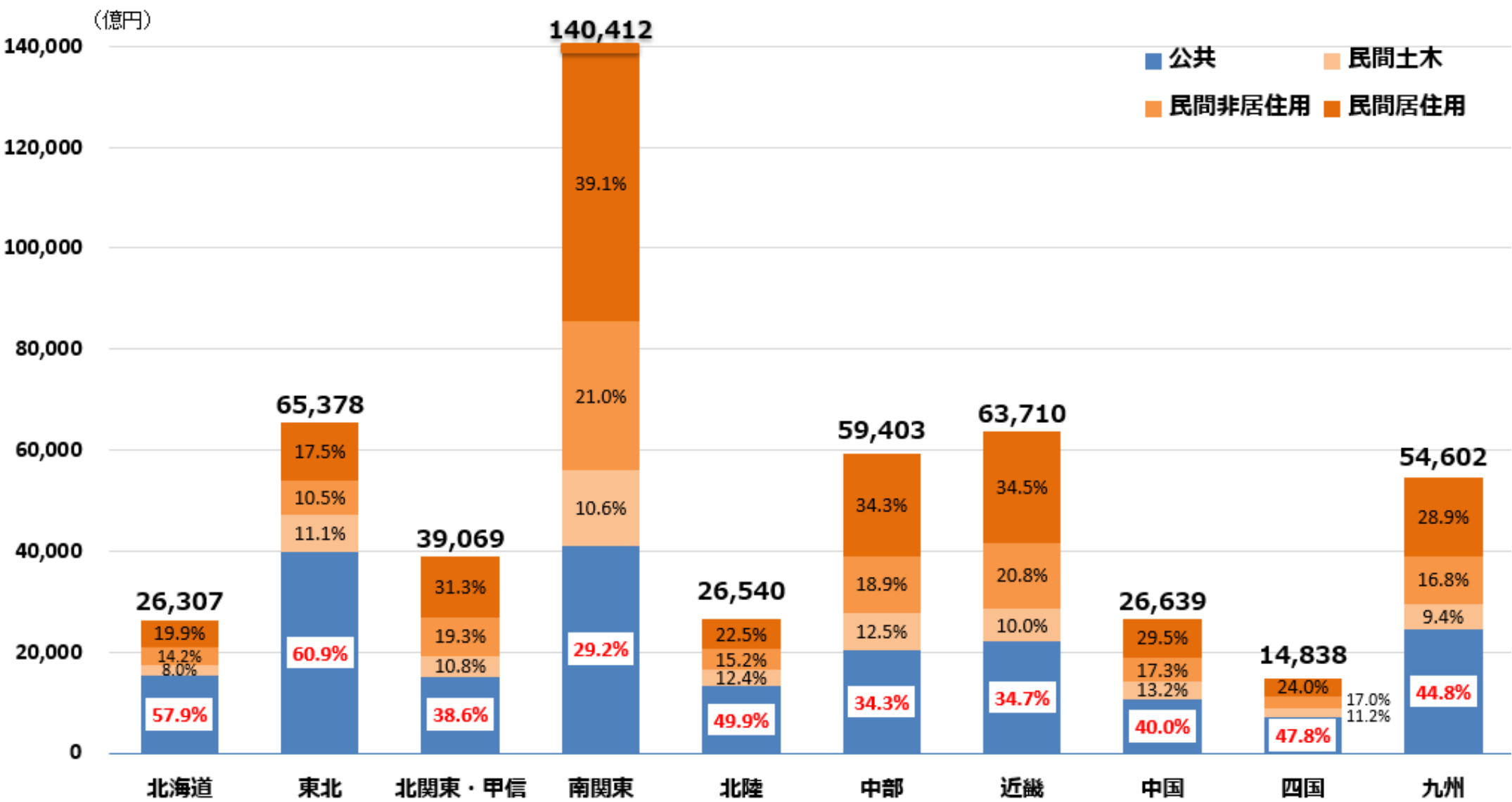
注1 投資額については2015年度まで実績、2016年度・2017年度は見込み、2018年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

地域別の建設工事の内訳

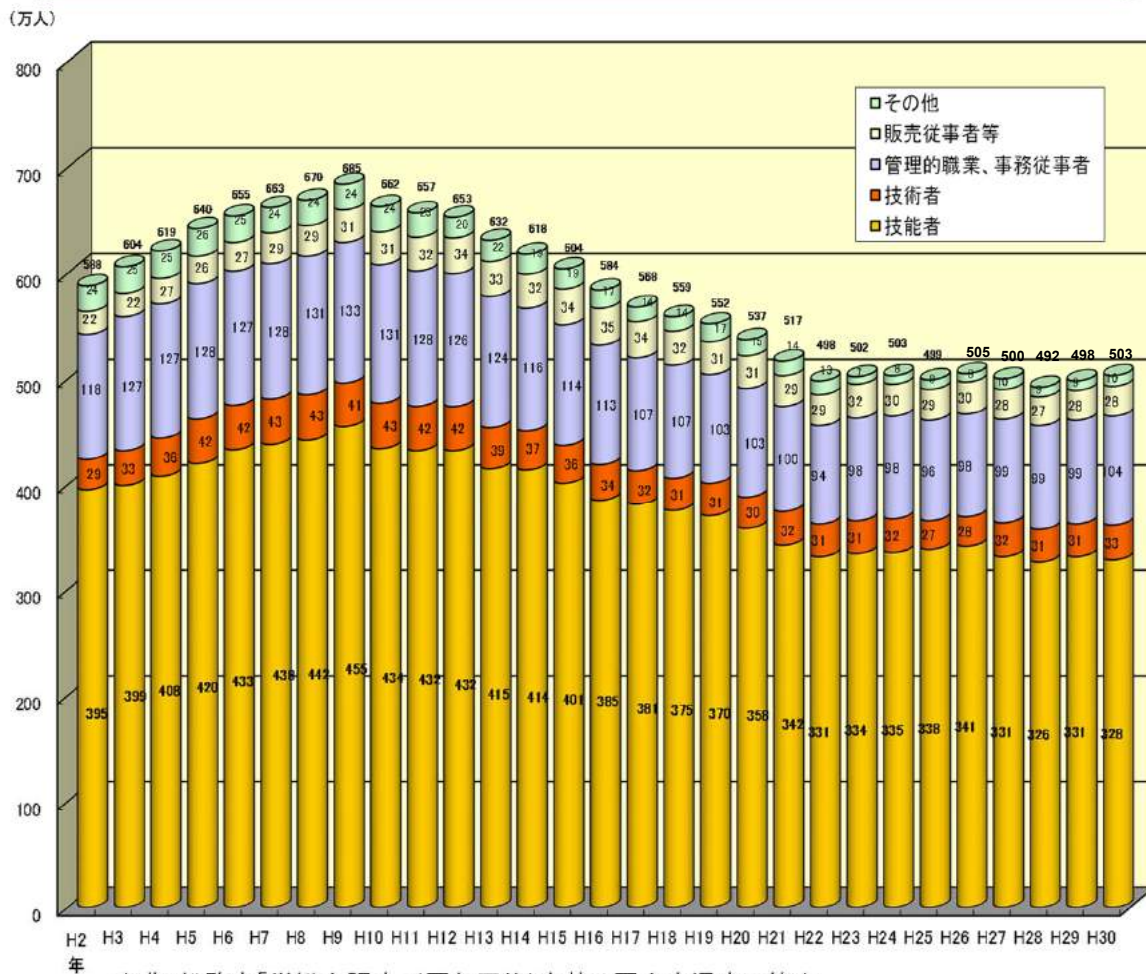
○ 地方部では、都市部に比べ建設工事に占める公共工事の割合が高い傾向



出典：国土交通省「建設総合統計 出来高ベース」(平成28年度)

技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 503万人(H30)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 33万人(H30)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 328万人(H30)

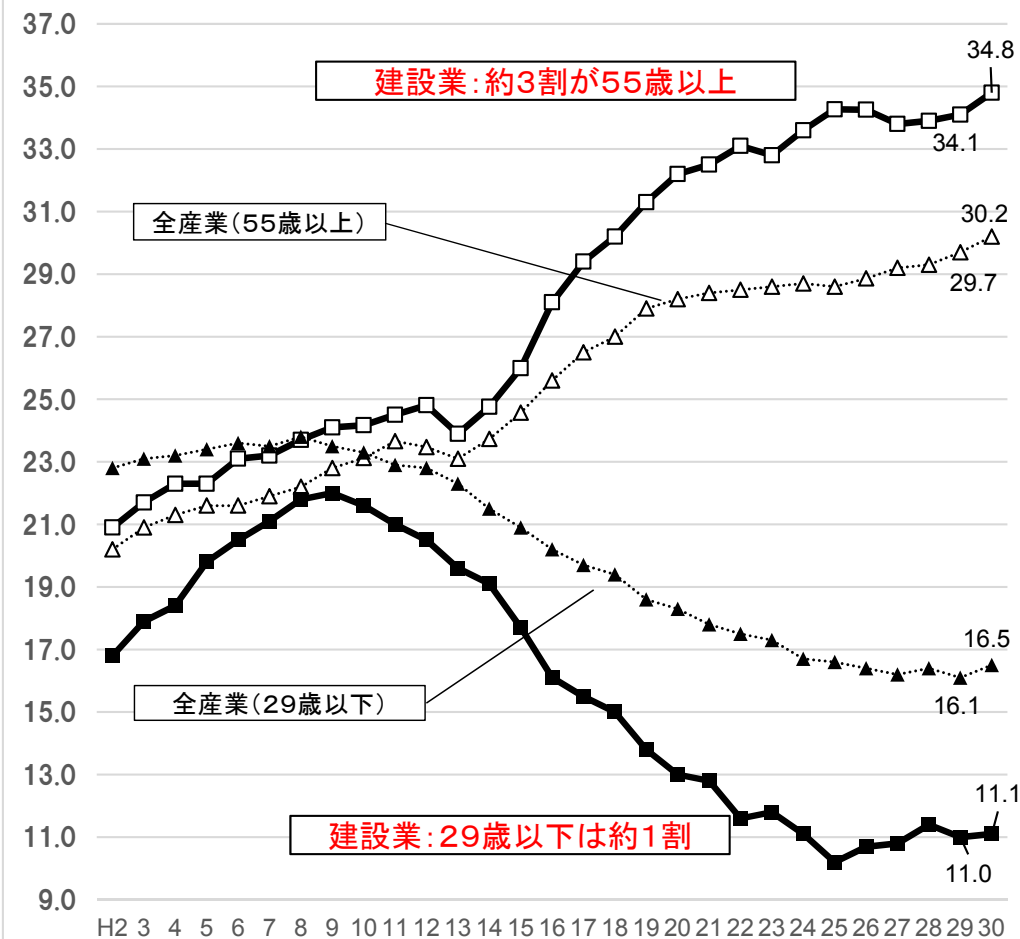


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設業就業者の高齢化の進行

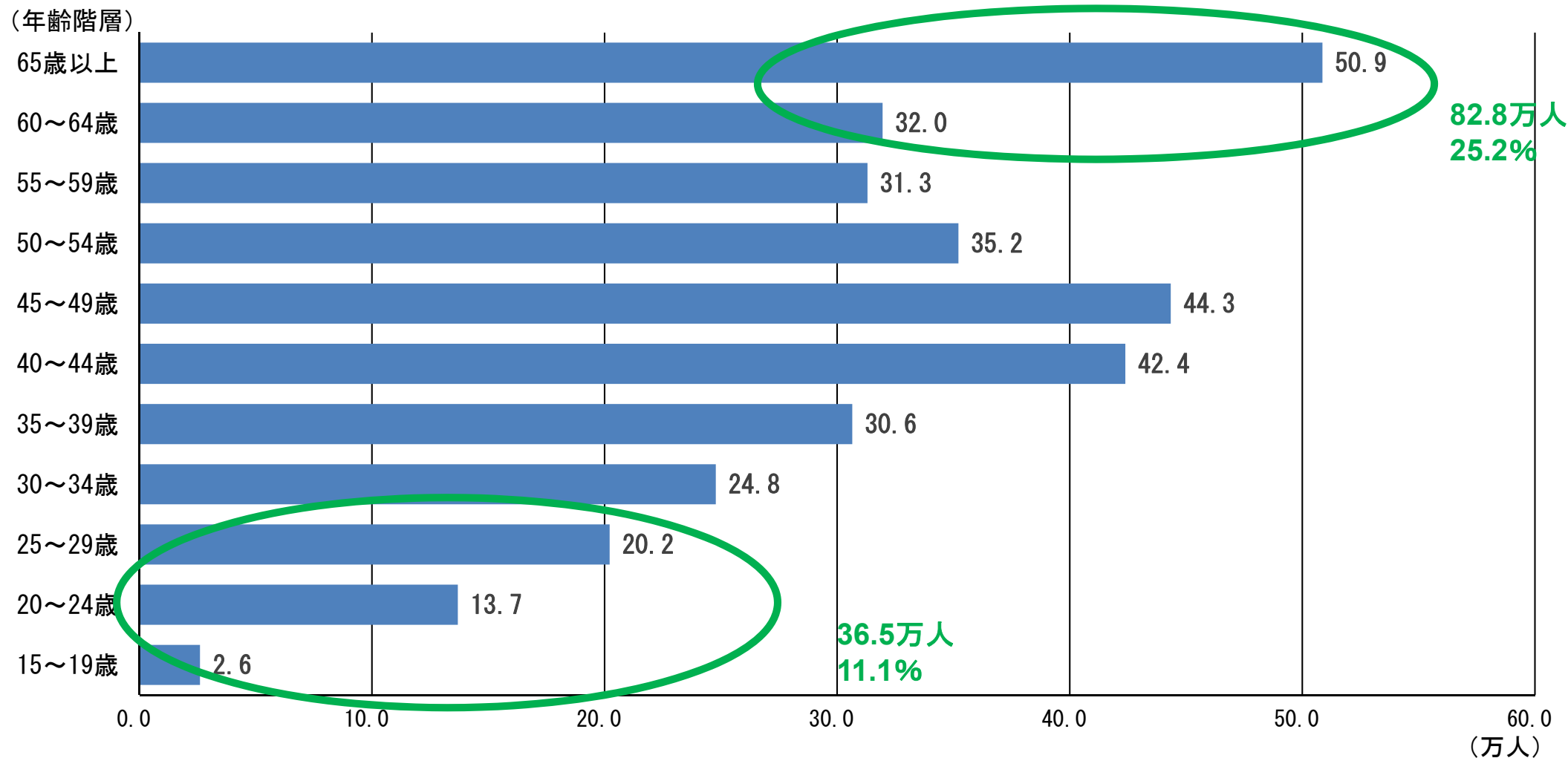
- 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成29年と比較して55歳以上が約5万人増加、29歳以下は約1万人増加。



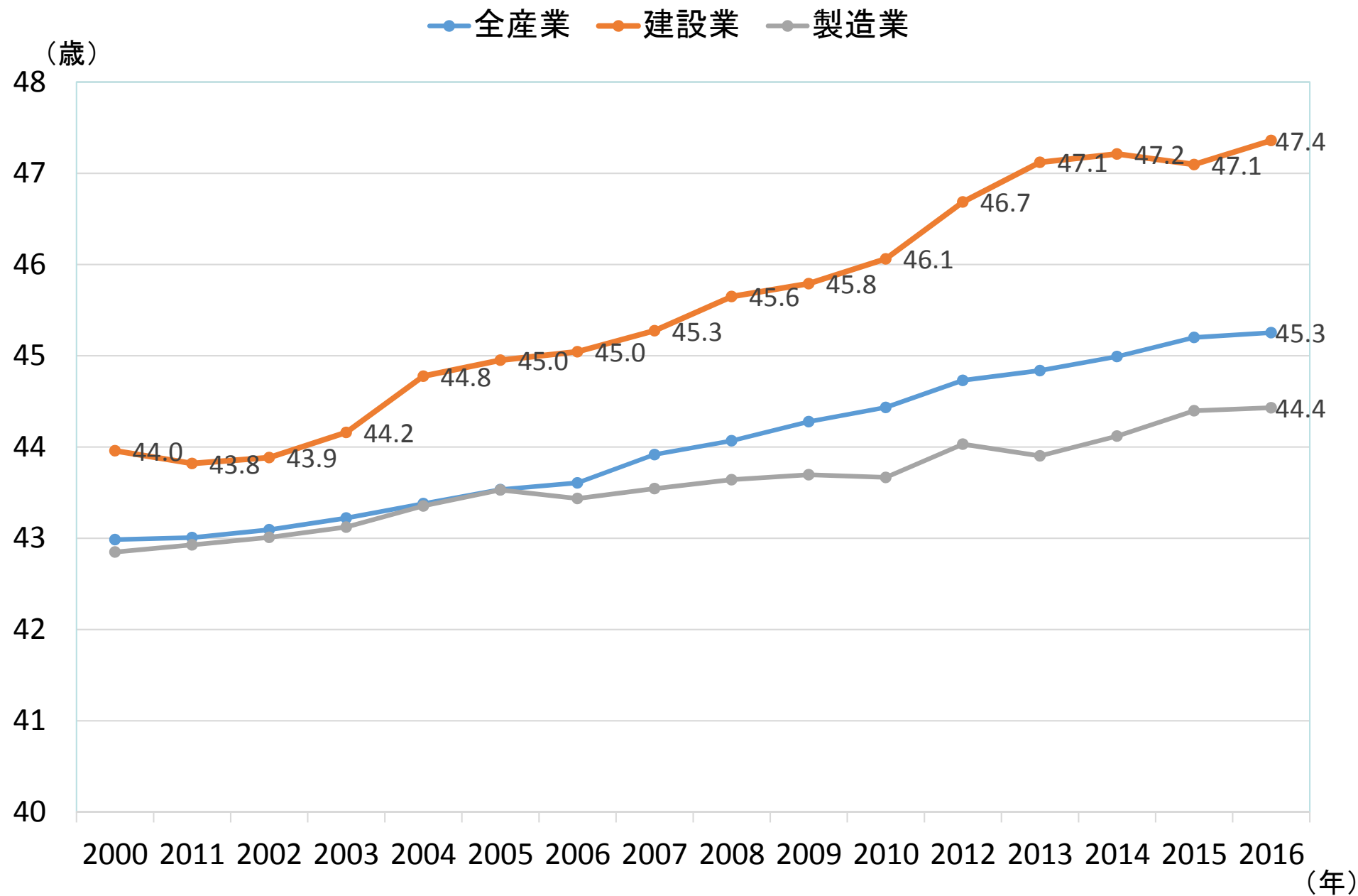
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

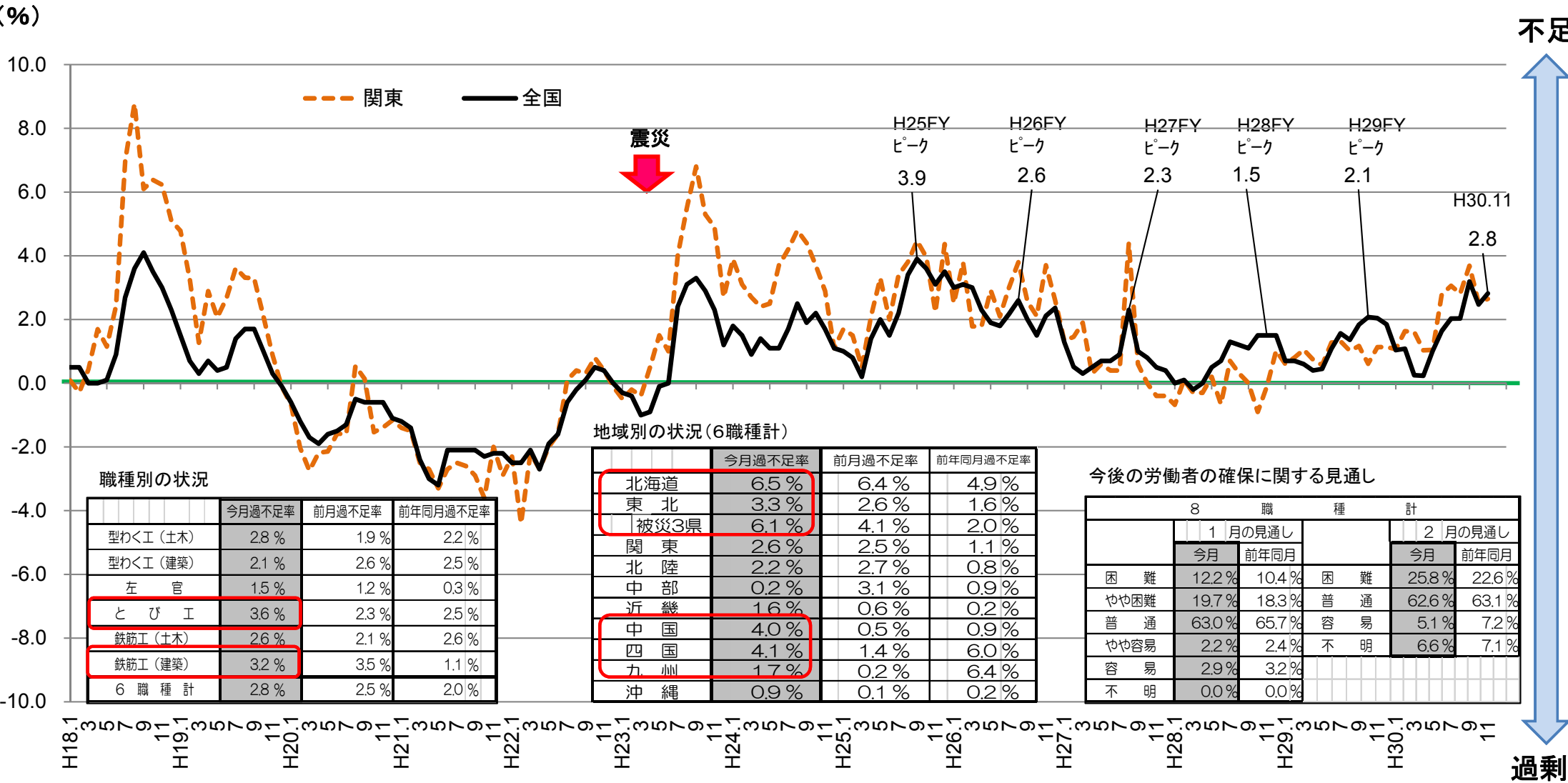


産業別就業者の平均年齢の推移



建設技能労働者過不足率の6職種の推移（H30.11月分）

○生産年齢人口が減少を続ける中、他産業と同様、若年層の確保に苦労している。
また、職種や地域によっては人手不足感が強くなっている。



※「6職種」とは、型枠工(土木)、型枠工(建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木)、鉄筋工(建築)をいう。
※調査対象は建設業法上の許可を受けた法人企業(資本金300万円以上)で、調査対象職種の労働者を直用する建設業者のうち全国約3,000社(うち有効回答者数1,664(H30.11の場合))
※現在の過不足状況調査事項: モニター業者が手持ち現場において①確保している労働者数、②確保したかったが出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数
$$\text{過不足率} = ((\text{②} - \text{③}) / (\text{①} + \text{②})) \times 100$$

出典: 建設労働需給調査(国土交通省)

公共工事の発注者側の現状

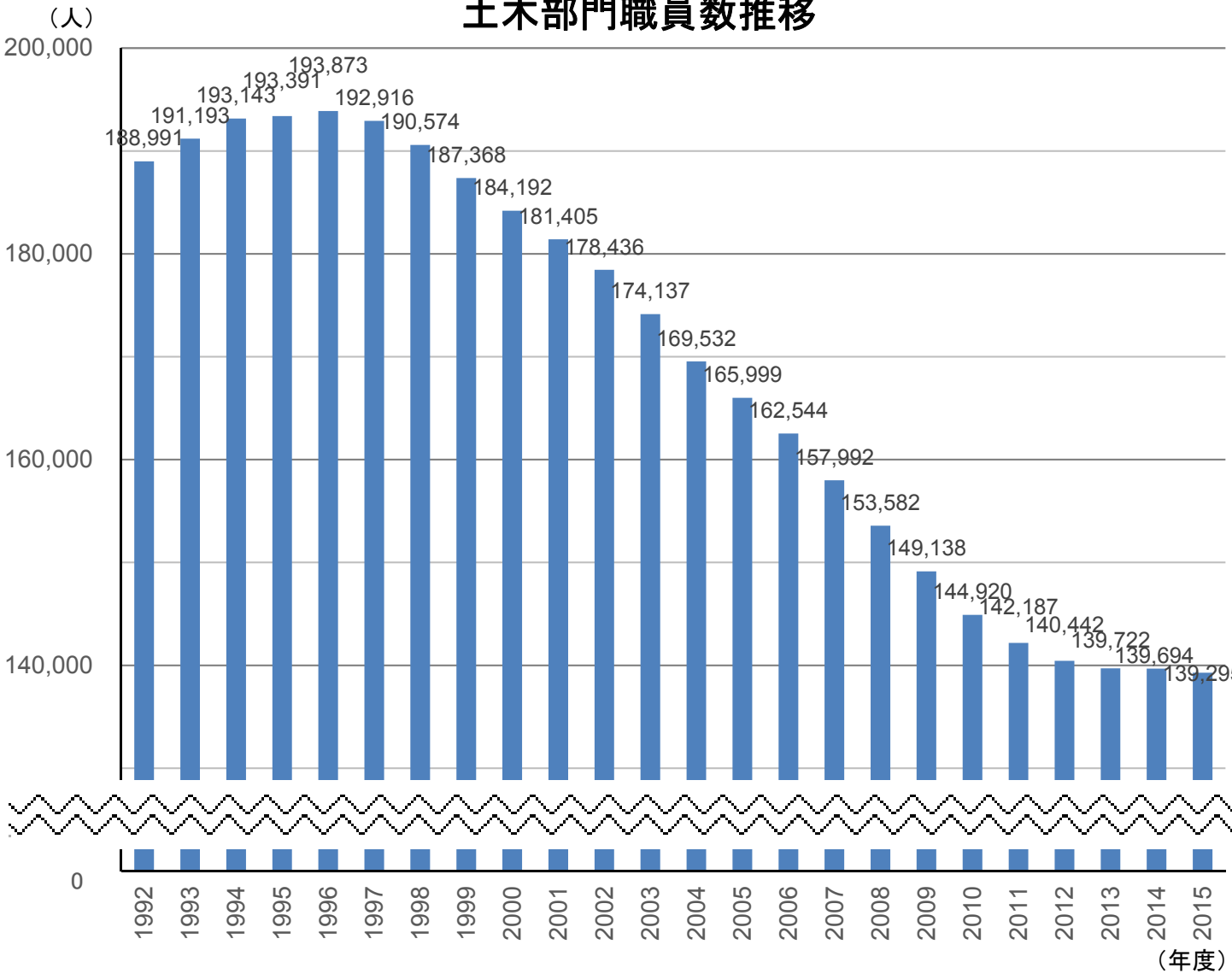
○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時（1992年度）から約26%減

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

部門別の職員数と増減状況

区分		1994年度	2014年度 (1994年度比)
普通会計	一般行政	1,174,514	909,362 (▲22.6)
	【うち土木】	【193,143】	【139,295】 (▲27.9)
	教育	1,281,001	1,024,691 (▲20.0)
	警察	253,994	285,751 (12.5)
	消防	145,535	159,589 (9.7)
計		2,855,044	2,379,393 (▲16.7)
公営企業等会計		437,448	358,944 (▲17.9)
合計		3,282,492	2,738,337 (▲16.6)

土木部門職員数推移



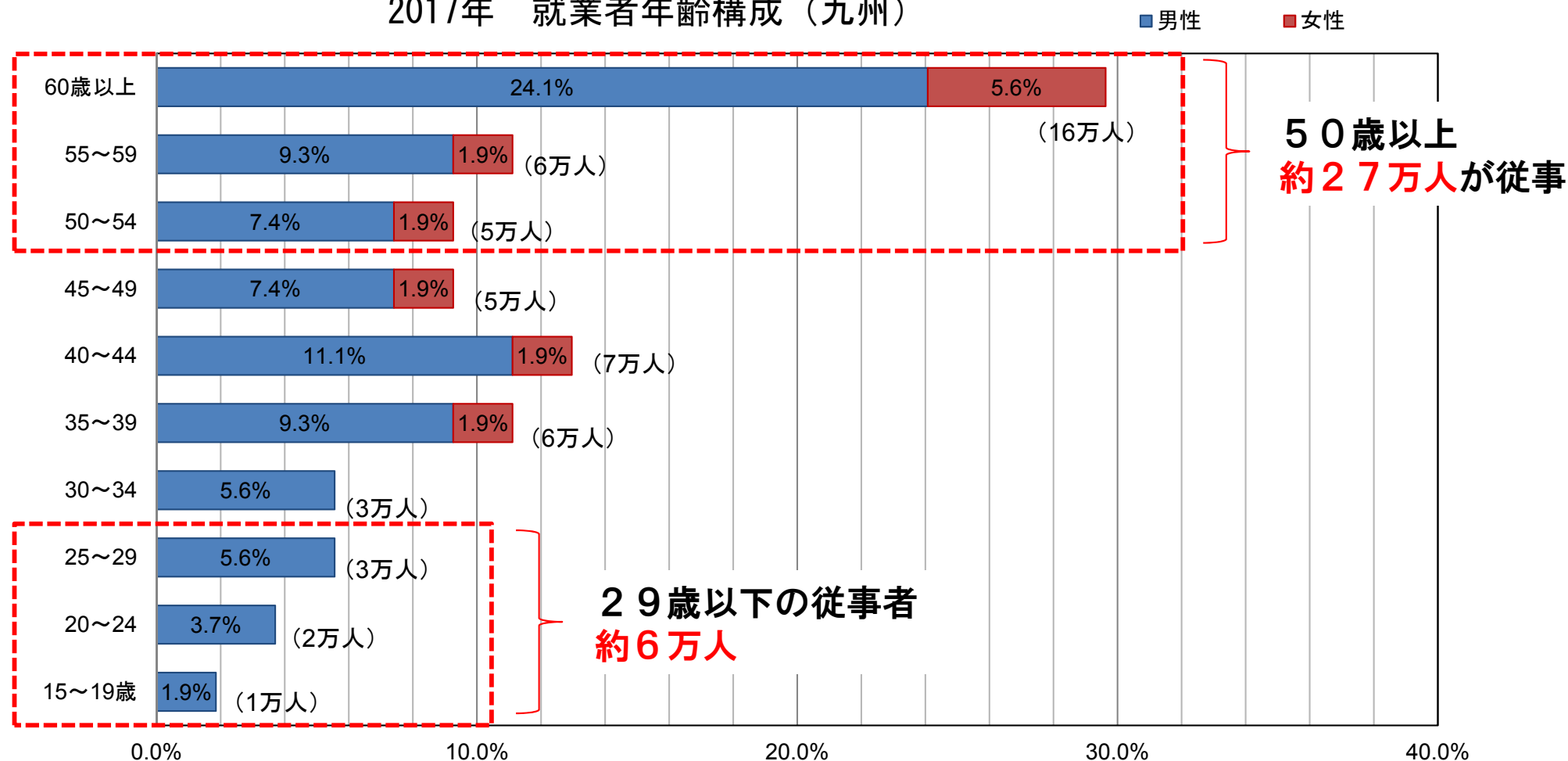
※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等
※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

労働力過剰時代から労働力不足時代への変化(九州版)

■九州においては、技能労働者「**約54万人**」のうち、50歳以上の従事者は「**約27万人(約5割)**」

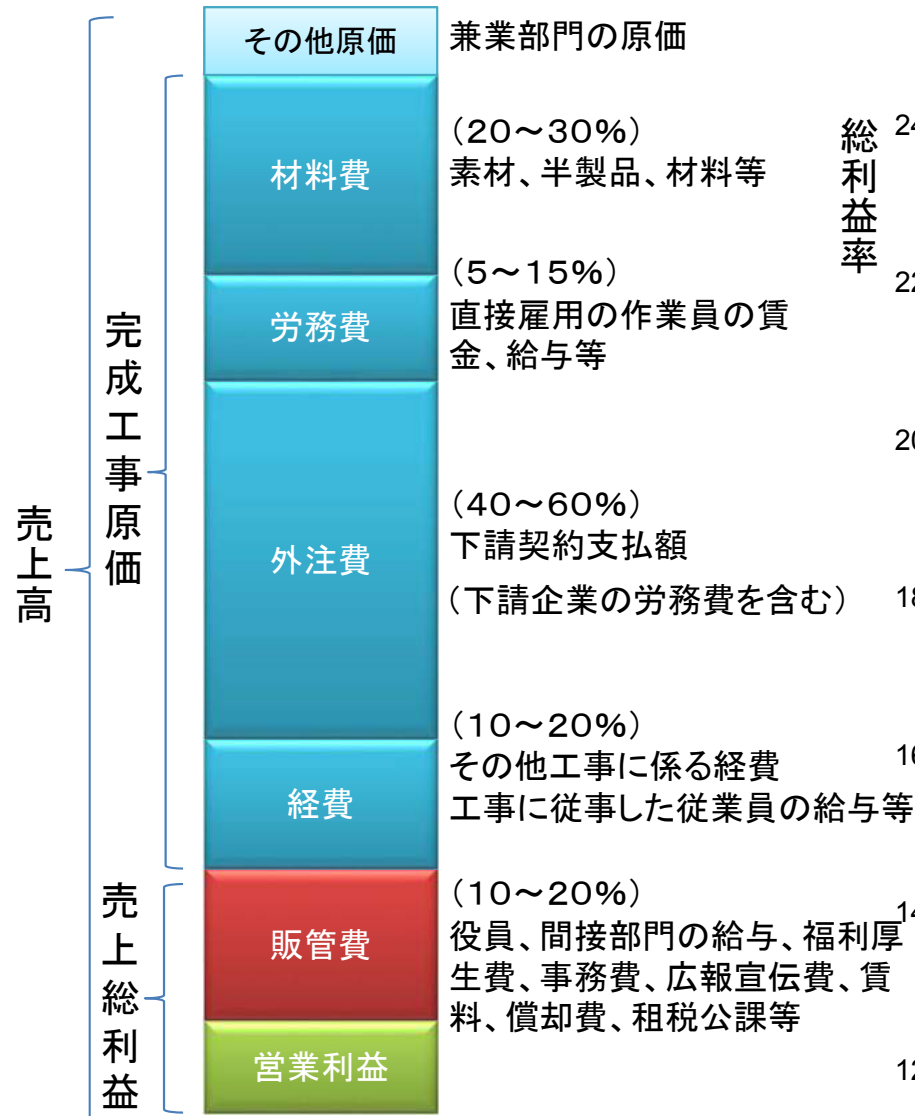
■若年者の入職が少なく「29歳以下は**全体の約1割**」

2017年 就業者年齢構成 (九州)



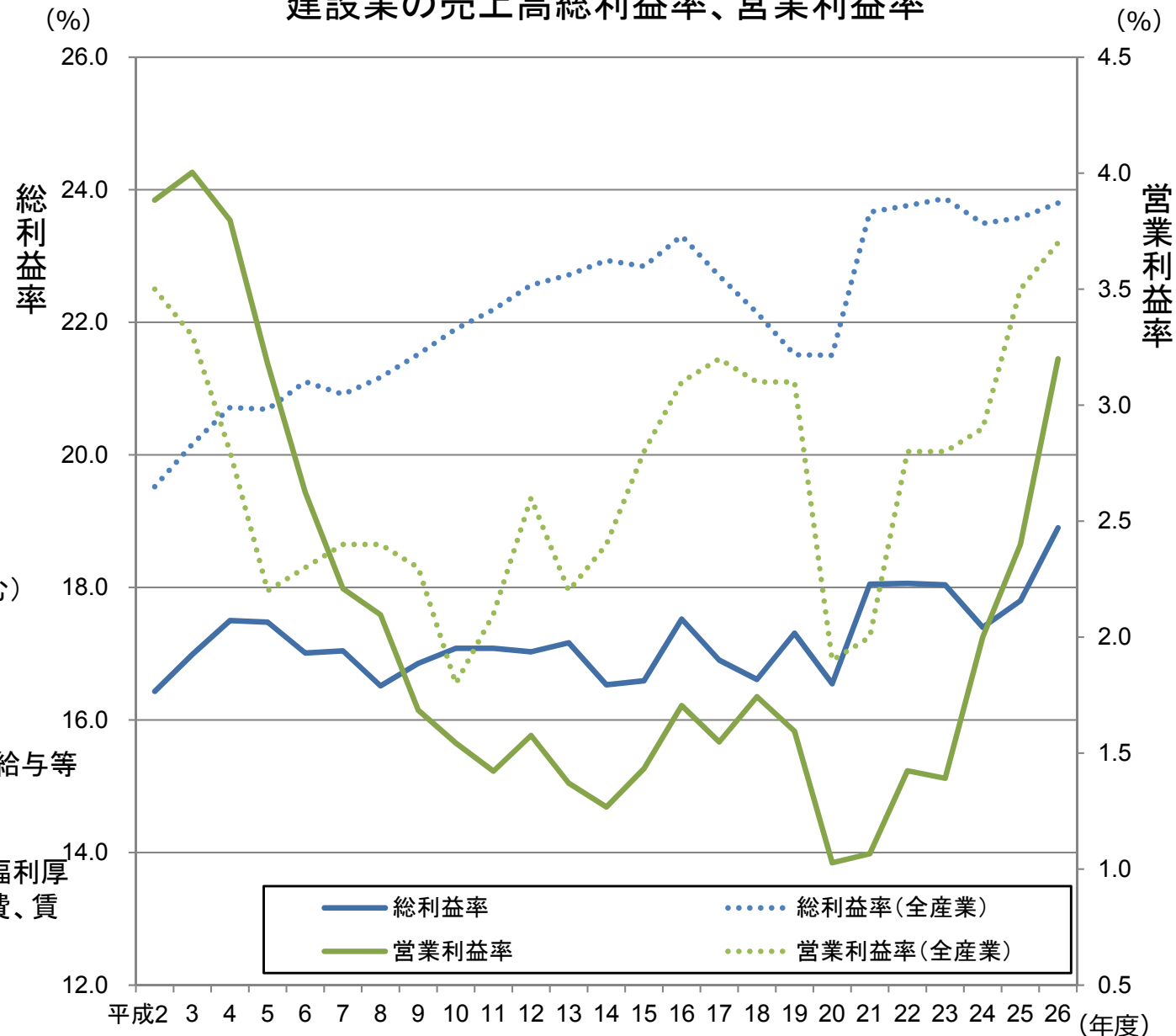
建設業の利益率の推移

○ 営業利益率は持ち直し



※()内は売上高に占める
各項目の標準的な割合

建設業の売上高総利益率、営業利益率

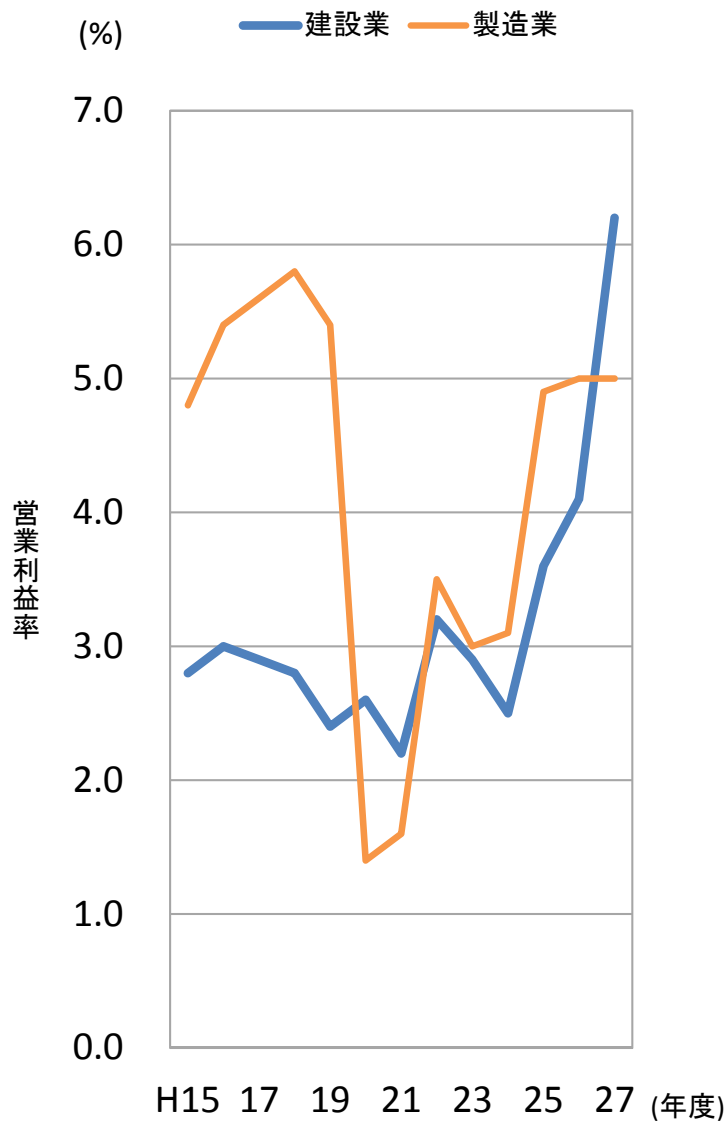


※資本金10億円以上の企業では、売上高総利益率は11%程度から12%程度に上昇。

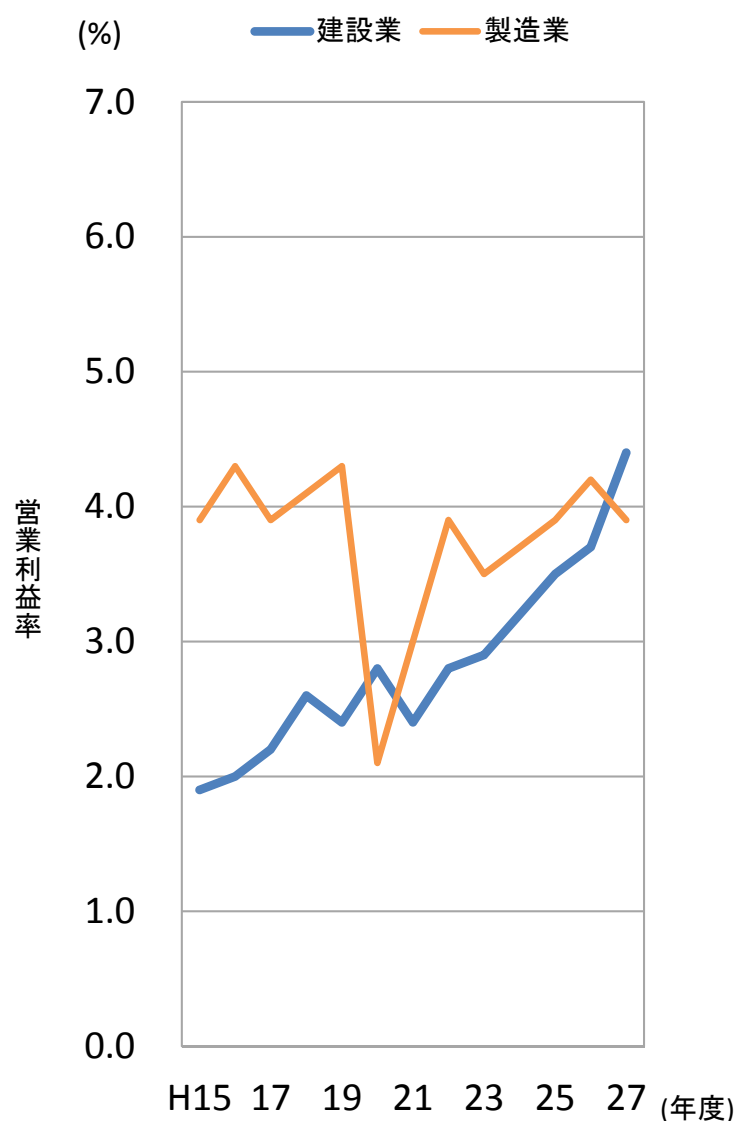
出所:財務省「法人企業統計」

企業規模別の建設業の売上高営業利益率の推移

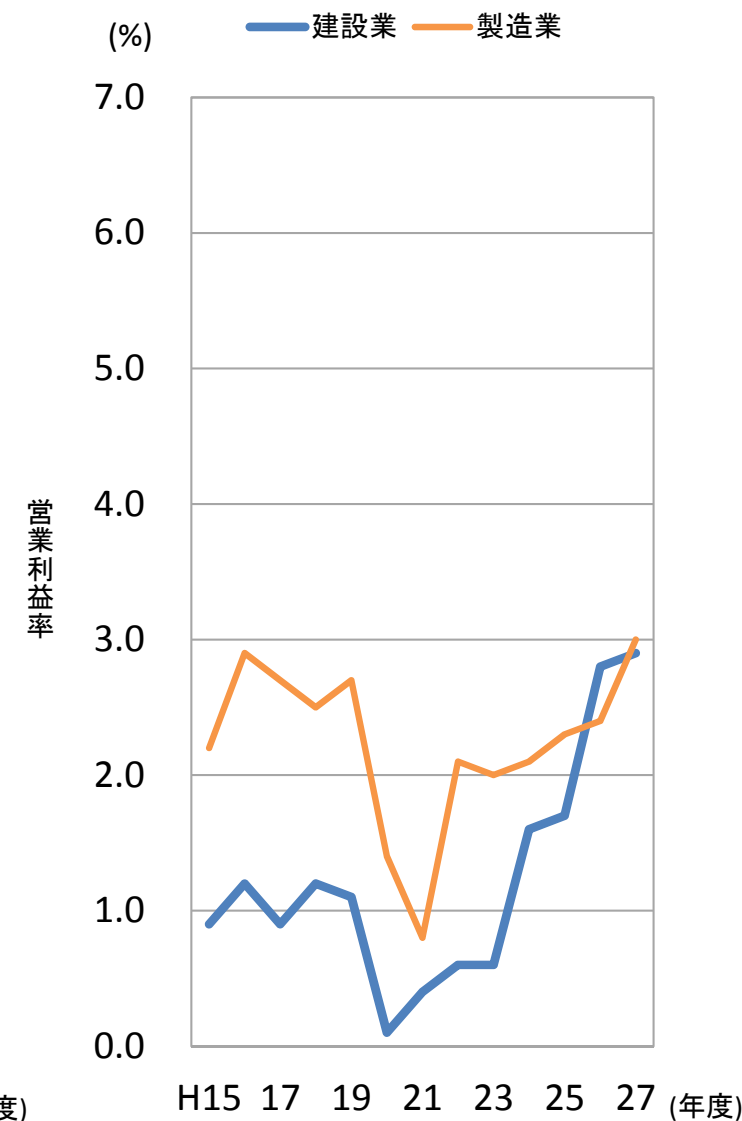
大企業
(資本金10億円以上)



中堅企業
(資本金1億円以上10億円未満)



中小企業
(資本金1億円未満)

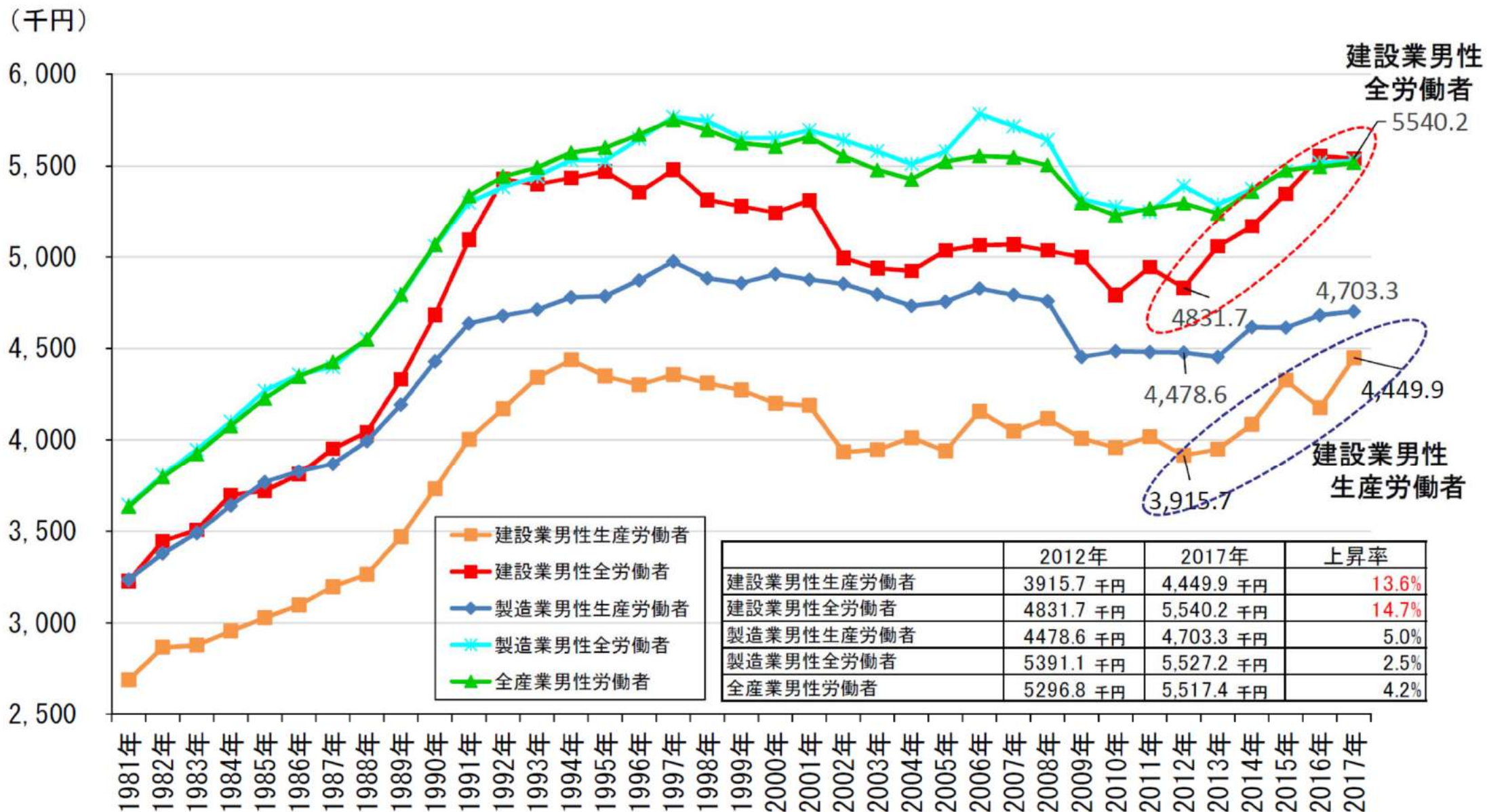


出所: 財務省「法人企業統計」

営業利益率 = (売上高 - 売上原価 - 一般販売管理費) ÷ 売上高

(※)一般販売管理費: 役員や本社職員等の給与、福利厚生費、事務費、
広報宣伝費、賃料、償却費、租税公課 等

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移



参考:

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年間賃金総支給額 = きまって支給する現金給与額 × 12 + 年間賞与その他特別給与額

実労働時間及び出勤日数の推移(建設業と他産業の比較)

○ 年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上(約2割)長い。また、10年前と比べると、全産業では約87時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい(約11時間の減少)であり、大幅な改善は見られない。

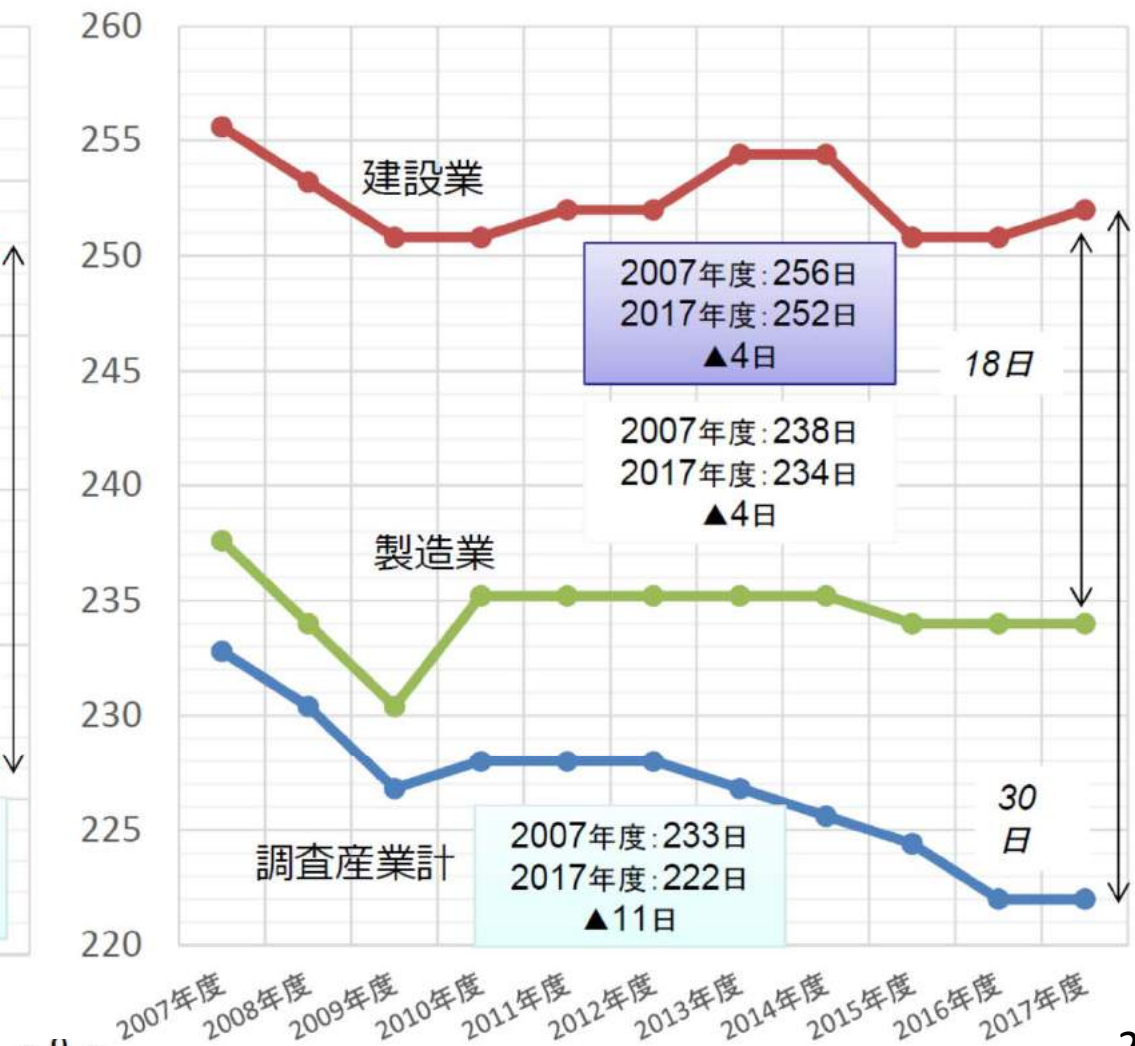
(時間)

年間実労働時間の推移



(日)

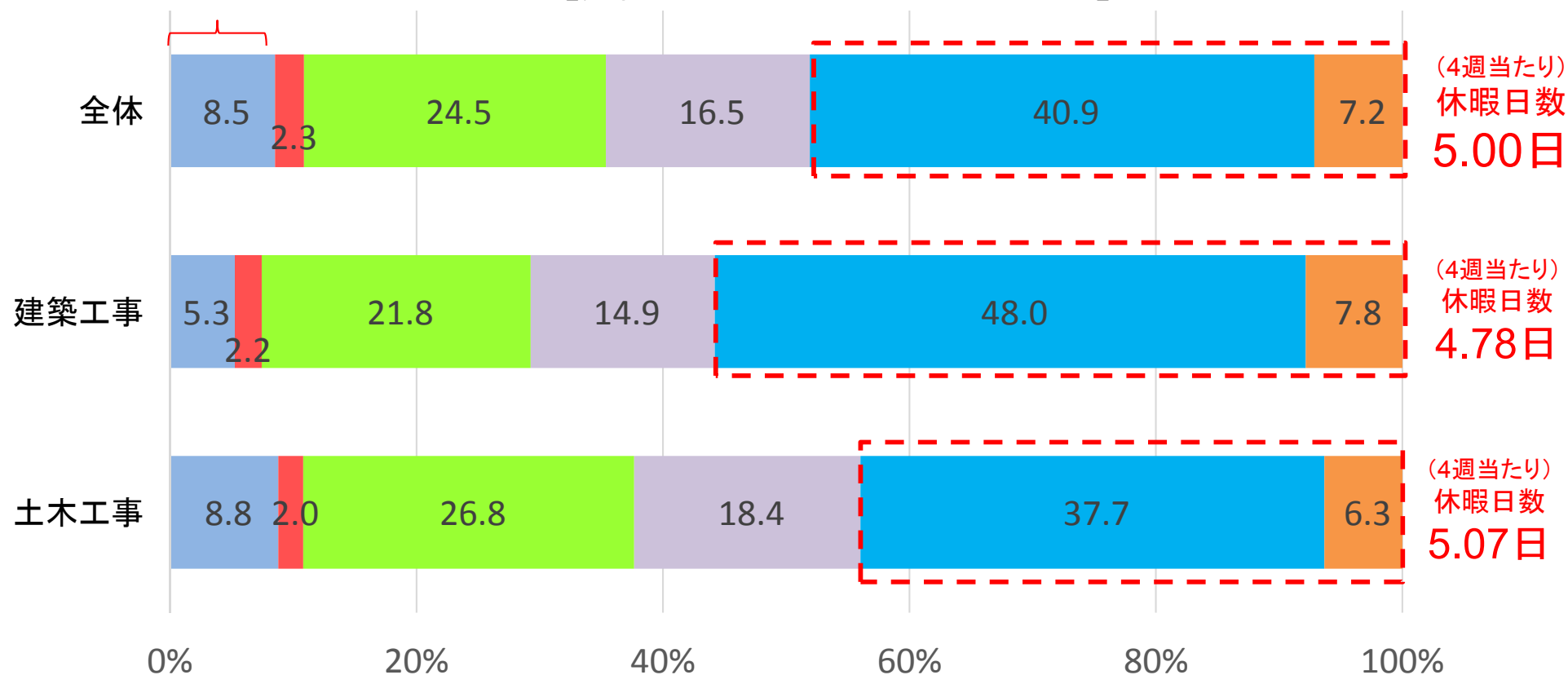
年間出勤日数の推移



■建設工事全体では、約半数が「4週4休以下」で就業している状況

現在 4 週 8 休は 1 割以下に留まる

【建設業における休日確保の状況】



■ 4週8休 ■ 4週7休 ■ 4週6休 ■ 4週5休 ■ 4週4休 ■ 4週3休以下
(完2)

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

出典：日建協「2017時短アンケート（速報）」を基に作成

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

	現行規制	見直しの内容「働き方改革関連法」(平成30年6月成立)
原則	《労働基準法で法定》 (1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u>(労基法33条)	《同左》 罰則:雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金
↓ 36協定の限度	《厚生労働大臣告示:強制力なし》 (1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・<u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	《<u>労働基準法改正により法定:罰則付き</u>》 (1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間 ・<u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ① 年 720時間(月平均60時間) ② 年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a.2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) b.単月 100時間未満(休日出勤を含む) c.原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・<u>施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</u> ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

人事院規則15-14 (抜粋)

超過勤務命令の上限

第十六条の二の二 各省各庁の長は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数(イにあっては、時間)

イ ロに掲げる職員以外の職員 次の(1)及び(2)に定める時間

(1) 一箇月において超過勤務を命ずる時間について四十五時間

(2) 一年において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間

ロ 一年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(1)及び(2)に定める時間及び月数

(1) 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

(2) イ及び次号(ロを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事院が定める期間において人事院が定める時間及び月数

上限時間の特例・要因の整理分析等

- 3 各省各庁の長は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

開催趣旨

- 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。



平成
第129
回
年
連
6
絡
月
会
議
29
日

構成員

（平成30年10月4日現在）

- 議長：野上 浩太郎 内閣官房副長官
議長代理：大塚 高司 国土交通副大臣
副議長：古谷 一之 内閣官房副長官補（内政）
構成員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
総務省自治行政局長
財務省主計局次長
文部科学省大臣官房文教施設企画部長
厚生労働省大臣官房総括審議官
厚生労働省労働基準局長
農林水産省大臣官房総括審議官
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
資源エネルギー庁電力・ガス事業部長
国土交通省大臣官房長
国土交通省大臣官房技術審議官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
国土交通省土地・建設産業局長
国土交通省鉄道局長
防衛省施設監

事務局：内閣官房(国土交通省・厚生労働省協力)

開催経緯等

<平成29年>

- 6月29日 第1回関係省庁連絡会議
 - 今後の取組の方向性（適正な工期設定、平準化、生産性向上等）確認
- 7月28日 「建設業の働き方改革に関する協議会」
（主要な民間発注団体、建設業団体及び労働組合）を設置
 - 建設業団体には、下請も含めた請負契約における適正な工期設定や適切な労務管理の徹底を要請
 - 主要な民間発注者には、適正な工期設定等を要請
- 8月28日 第2回関係省庁連絡会議
 - 「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定

<平成30年>

- 2月20日 第3回関係省庁連絡会議
 - 関係省庁における取組状況等について説明
- 7月2日 第4回関係省庁連絡会議
 - 「適正な工期設定等のためのガイドライン」を改訂
（※）「働き方改革関連法」が成立（6月29日）

建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表)

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引き上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引き上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引き上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとられない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○週休2日制の導入を後押しする

- ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

- ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

- ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

- ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
- ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

- ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

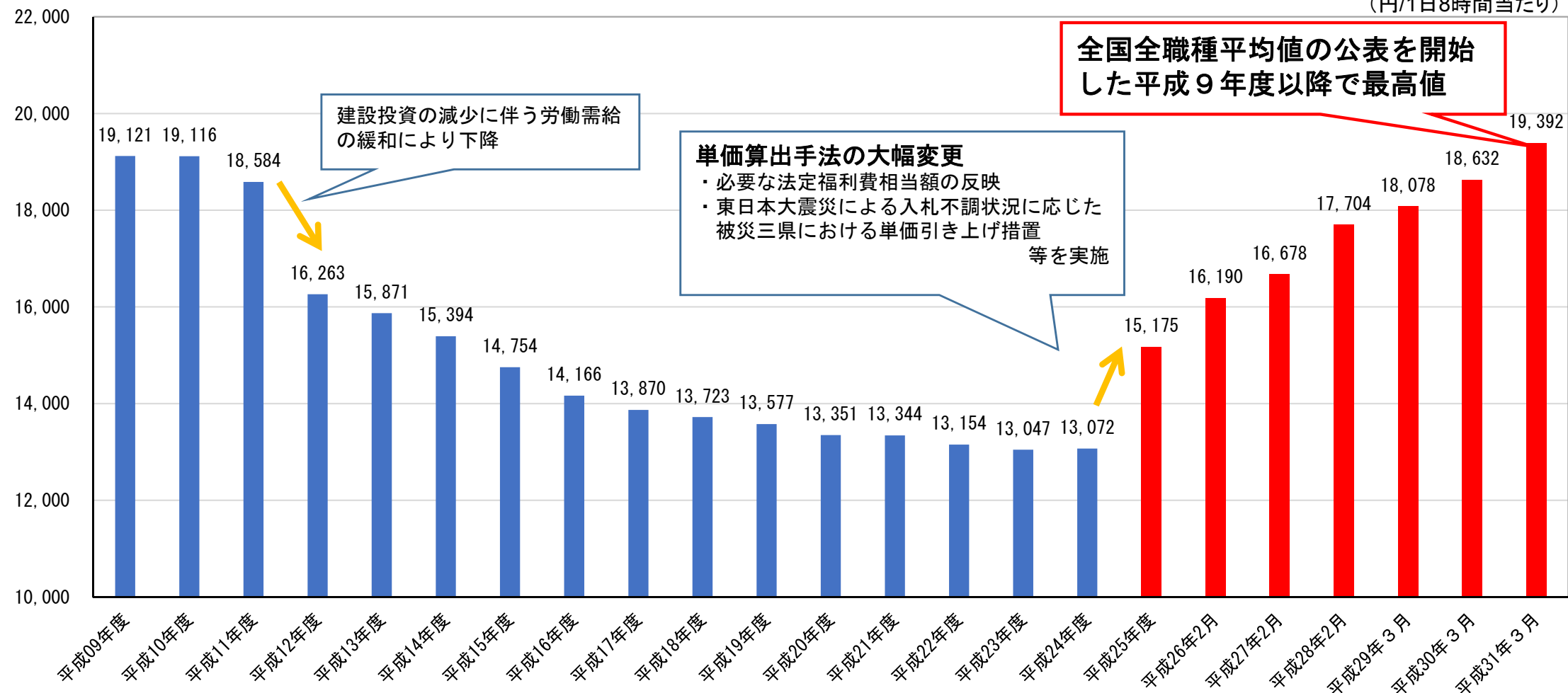
- ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

○7年連続で引き上げにより、全国全職種平均値の公表を開始した平成9年度以降で最高値

公共工事設計労務単価 全国全職種加重平均値の推移

(円/1日8時間当たり)



注1) 金額、伸率とも加重平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイレズ式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

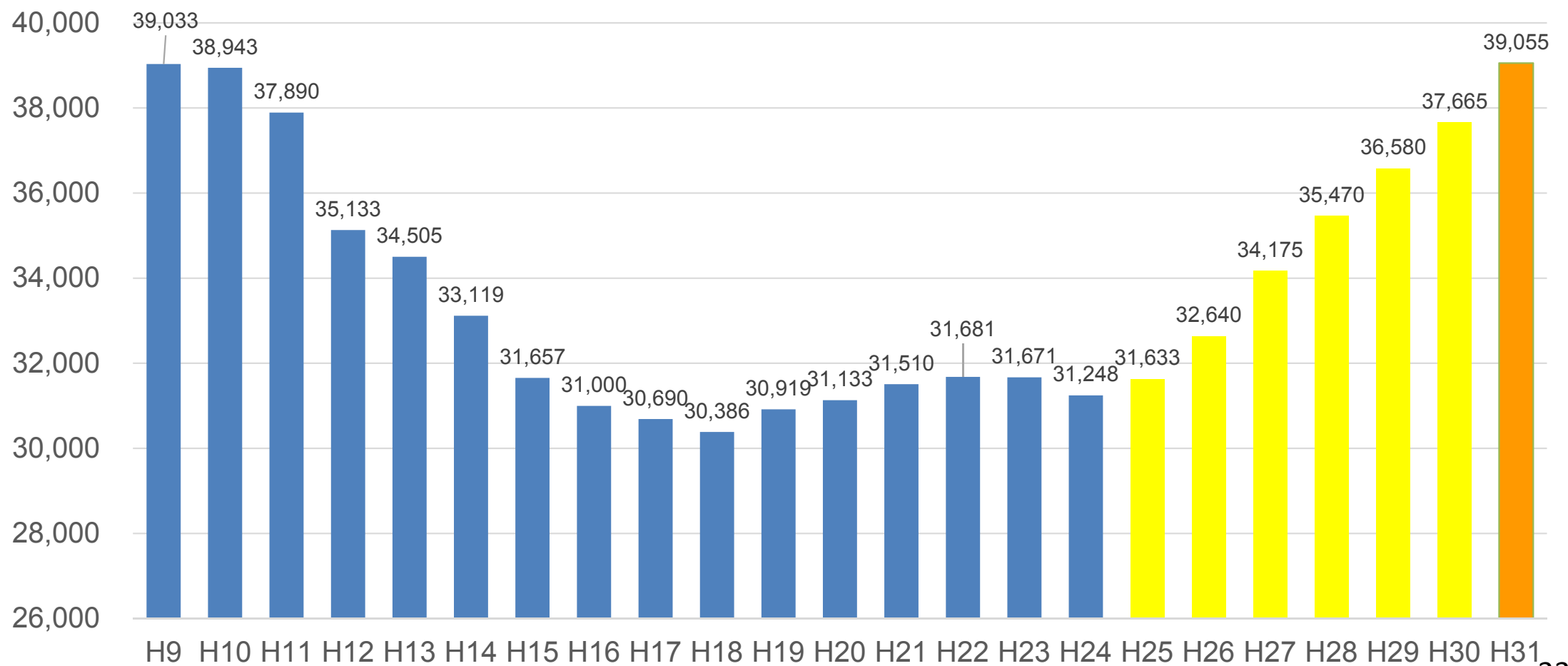
平成31年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均 39,055円 平成30年3月比；+3.7%
(平成24年度比+25.0%)

設計業務委託等技術者単価 全職種単純平均値の推移



低入札価格調査基準の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.08



H31.4.1～

【範囲】

予定価格の

7.5/10～9.2/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

低入札価格調査基準の改定(業務)

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

	現行		H31.4.1 ~
測量	設定範囲：60% ~ 80%	→	設定範囲：60% ~ 82%
	- 直接測量費 ×1.00 - 測量調査費 ×1.00 - 諸経費 ×0.48		- 直接測量費 ×1.00 - 測量調査費 ×1.00 - 諸経費 ×0.48
地質	設定範囲：2/3 ~ 85%	→	設定範囲：2/3 ~ 85%
	- 直接調査費 ×1.00 - 間接調査費 ×0.90 - 解析等調査業務費 ×0.80 - 諸経費 ×0.45		- 直接調査費 ×1.00 - 間接調査費 ×0.90 - 解析等調査業務費 ×0.80 - 諸経費 ×0.48

週休2日に取り組む際の必要経費の計上

週休2日の補正係数

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仕様書、現場管理費の補正係数を継続

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

週休2日交替制モデル工事（仮称）の試行

- 建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備とし、新たな取り組みを試行

【対象工事】

工事内容：維持工事及び施工条件により、土日・祝日等の休日に作業が必要となる工事等
発注方式：新規発注工事は、「受注者希望方式」とする

【積算方法（補正係数）】

・補正対象は、労務費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて変更時に補正する

$$\text{休日率（\%）} = \text{技術者・技能労働者の平均休日数} \div \text{工期}$$

※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制（技術者・技能労働者）の確保に特別な費用等が必要となる場合は、協議できるものとする

「週休2日」を達成、「働き方改革」に取り組んだ工事に対し、工事成績を加点評価

- 「週休2日」を達成した場合は、工事成績評定で加点
 - ・主任技術評価官：4週6休以上を達成した場合は、工程管理で最大1.6点加点
 - ・総括技術評価官：4週8休以上を達成した場合は、工程管理で最大0.4点加点
- 他の模範となるような「働き方改革」に取り組んだ場合は、工事成績評定で加点
 - ・主任技術評価官：「週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取り組み」、「若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組み」が図られた場合は、創意工夫で最大0.8点加点
- 「週休2日」及び「働き方改革」に取り組んだ場合は、最大2.8点加点

主任技術評価官(創意工夫):最大0.8点			○週休2日(4週8休以上)に対する企業の取り組み ○若手や女性技術者の登用など、担い手確保	
総括技術評価官(工程管理):最大0.4点			4週8休	
主任技術評価官(工程管理):最大1.6点		4週8休 4週7休※ 4週6休※	4週8休 4週7休※ 4週6休※	
	H29年度		H30年度	

【直轄工事における週休二日取得の取り組み】

- 施工時期の平準化
- 適正な工期設定
 - ・週休二日算定が可能な「工期設定支援システム」の導入
 - ・工事着手準備期間・後片付け期間の見直し
 - ・余裕期間制度の活用
- 週休二日を考慮した労務費、機械経費(賃料)、間接費の補正



週休二日を実施するための環境整備を行い
週休二日対象工事を拡大

(H30年11月時点) 港湾、航空含む

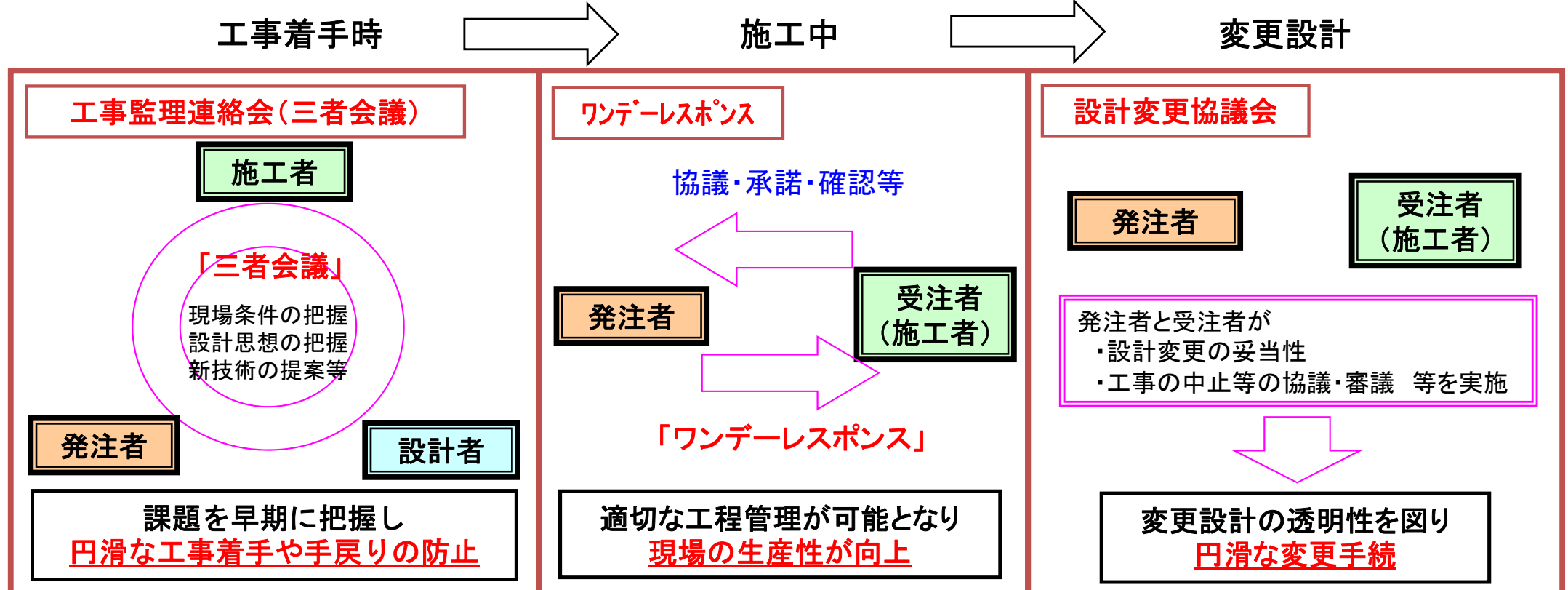
<週休二日対象工事>		
	対象工事件数	実施件数
平成29年度	3, 841件	1, 106件
平成30年度	4, 530件	2, 359件

【地方公共団体への展開】

- 国土交通省の取り組みを地方公共団体等にも普及することにより、公共工事全般への拡大を推進

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・ 工事監理連絡会 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・ 設計変更協議会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施



受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

構造物を主体とする工事などを中心に実施。 また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や請負者からの申し出による開催も可。	原則、全ての工事が対象	変更を伴う全ての工事が対象 (数量精査等軽微な変更は除く)
--	-------------	----------------------------------

施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。
(平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用)

<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する場合は、その内容と受発注者の責任を明確化。
- ③ 施工途中に受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。



担当者	事項	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
施工者	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
発注者	支障物件移設							
	〇〇協議							

現場管理費の対策

- 工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を追加

対象工事・対象地域

- 工事：主たる工種が屋外作業である工事（工場製作工事は除く） ○地域：全国

補正方法

- 補正は、工事期間中の日最高気温の状況に応じて変更時に補正する

$$\text{補正值（\%）} = \text{真夏日率}\% \times \text{補正係数}$$

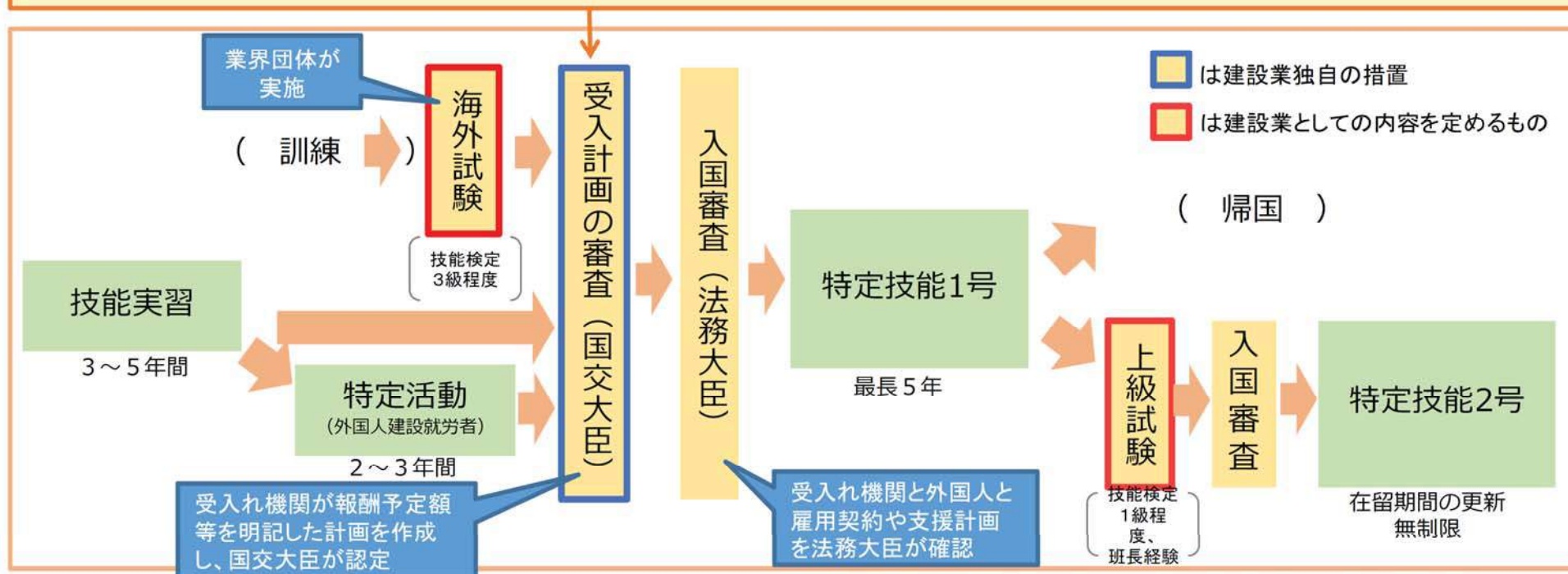
$$\% \text{真夏日率} = \text{工期期間の真夏日} \div \text{工期}$$

- ・真 夏 日：日最高気温が30度以上の日
- ・工 期：準備・後片付け期間を含めた工期
- ・補正係数：1. 2

建設分野の特性を踏まえて定める受入れ機関の適格性の基準

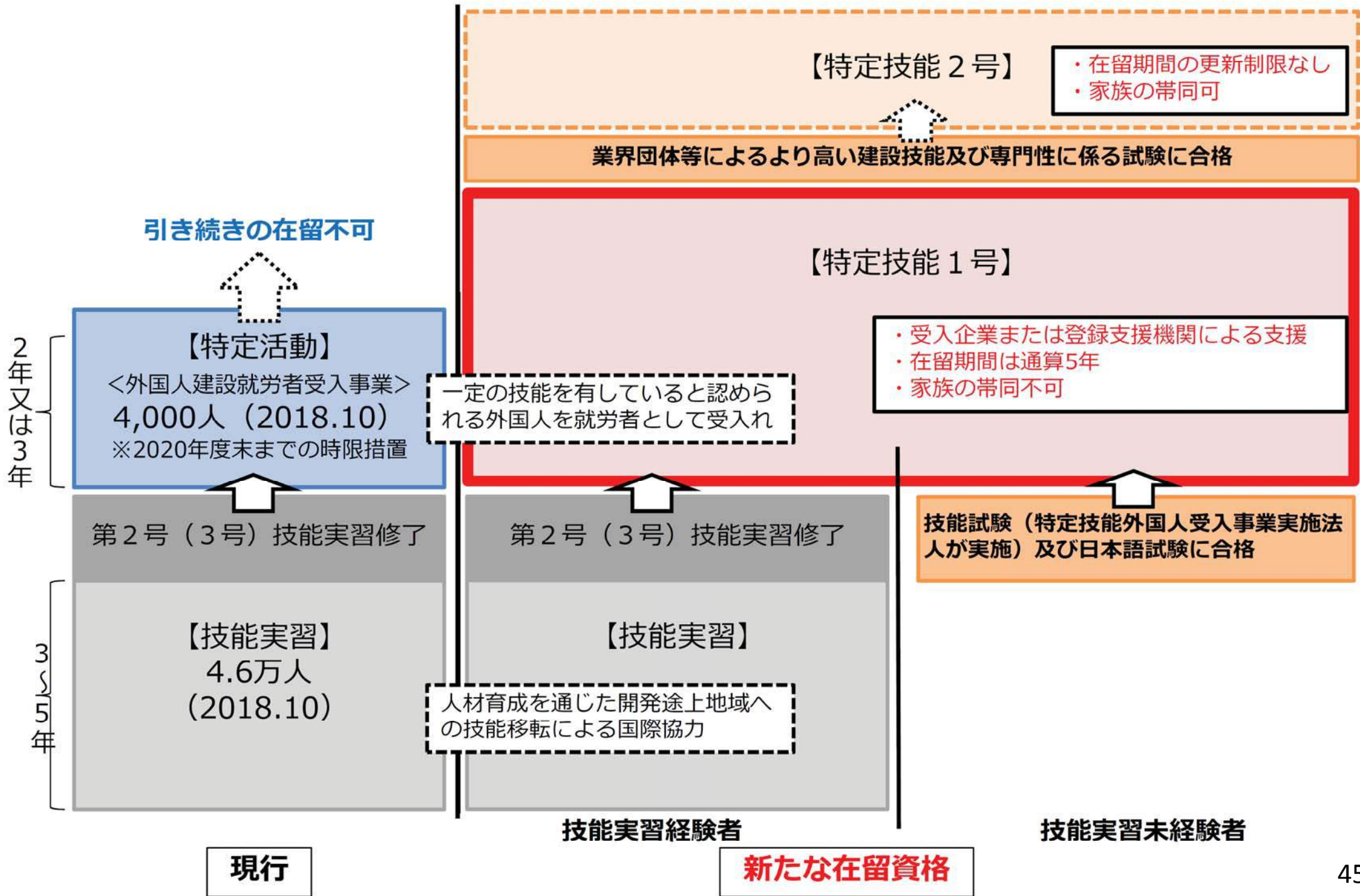
○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める（具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定）
- 3) 受入計画の認定基準
 - ・ 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・ 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ・ 元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ・ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ・ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ・ 国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等



(注) 本資料の内容・名称等は、現時点での見通しであり今後変更がありうる

新制度創設による外国人材キャリアパス(イメージ)



施工体制台帳への反映

建設業法施行規則第14条の2において、施工体制台帳には、現在、従事状況を記載する対象として技能実習生及び外国人建設就労者が定められているが、平成31年4月1日以降、対象に1号特定技能外国人を追加（改正建設業法施行規則の公布：平成31年3月29日予定）

○施工体制台帳の作成例(イメージ)

施工体制台帳														
[会社名] _____														
[事業所名] _____														
許可業種 許可番号 許可(更新)年月日														
建設業の許可 工事大臣特定一般第号平成年月日 工事業大臣特定一般第号平成年月日														
工事名称及び工事内容 発注者及び住所 自至平成年月日 契約日平成年月日														
契約営業所 区分元請契約下請契約 名称 住所														
現場代理人名 意見申出方法 資格内容 一級土木施工管理技士														
監理技術者名 〇 一郎 専門技術者名 契約書記載のとおり 資格内容 専任 〇〇 三郎 資格内容 一級土木施工管理技士 担当工事内容														
外国人技能実習生の従事状況(有無) 有 無 外国人建設就労者の従事状況(有無) 有 無 1号特定技能外国人の従事状況(有無) 有 無														

[一次下請負人に関する事項]									
会社名					代表者名				
住所									
工事名及び工事内容									
工期					自至平成年月日		契約日		平成年月日
建設業の許可 施工に必要な許可業種 工事業 工事業									
許可番号 大臣特定一般第号 大臣特定一般第号									
許可(更新)年月日 平成年月日 平成年月日									
健康保険等の加入状況 保険加入の有無¹ 健康保険 加入 未加入 適用除外 厚生年金保険 加入 未加入 適用除外 雇用保険 加入 未加入 適用除外									
事業所整理記号等 営業所の名称² 健康保険³ 厚生年金保険⁴ 雇用保険⁵									
現場代理人名 権限及び意見申出方法 主任技術者 専任 非専任 資格内容									
安全衛生責任者名 安全衛生推進者名 雇用管理責任者名 専門技術者名 資格内容 担当工事内容									
外国人技能実習生の従事状況(有無) 有 無 外国人建設就労者の従事状況(有無) 有 無 1号特定技能外国人の従事状況(有無) 有 無									

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場に限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年4月より「本運用」を開始
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

①技能者情報等の登録



②カードの交付・現場での読取



③技能者の能力評価



技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体
(一財) 建設業振興基金

- 建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
- 基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として職長クラスの技能者を位置づけ。
- 技能レベル（評価結果）を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇の実現等を図る。

業界横断的な経験・技能の蓄積



建設キャリアアップシステム

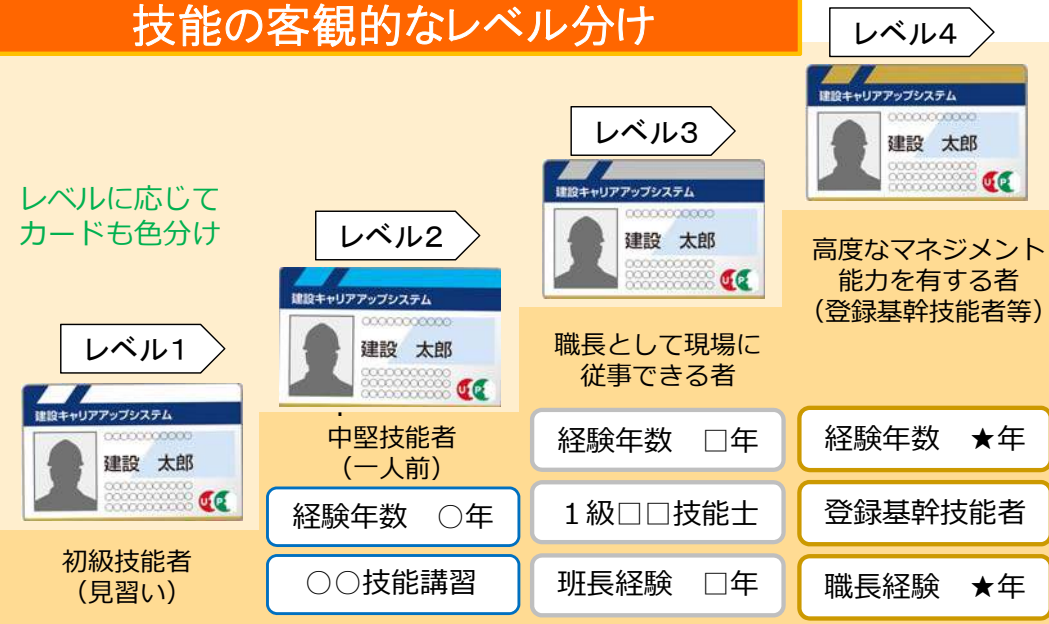
- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（職長や班長としての就業日数 など）

能力評価基準（※）を策定し、レベルを判定

キャリアアップシステムと連携したレベル判定システム（仮称）を構築・活用

技能の客観的なレベル分け

レベルに応じてカードも色分け



※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

技能レベル（評価結果）を活用した処遇改善等

○技能の対外的PR



○キャリアパスの明確化

キャリアアップに必要な経験や技能が明らかに



○専門工事企業の施工能力のPR

所属する技能者のレベルや人数に応じた評価が見える化



人材育成に取り組み、高い施工能力を有していることをPR

発注者
（公共・民間）

元請企業

エンド
ユーザー

取引先や顧客にPR（価格交渉力の強化）

若年層の入職拡大・定着促進

高いレベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれていく

令和元年8月末現在

県名	技能者ID数	事業者ID数
福岡県	3,656	713
佐賀県	412	78
長崎県	846	108
熊本県	1,265	182
大分県	559	102
宮崎県	965	121
鹿児島県	914	150
小計	8,617	1,454
全国	100,916	20,312

※技能者ID数、事業者ID数 出典：(財)建設業振興基金HP

1 開催日・会場

会場	開催日	会場名	会場住所
福岡	11月7日(木)	リファレンス駅東ビル H-2	福岡市博多区博多駅東1丁目16-14
佐賀	11月19日(火)	佐賀県教育会館 第一会議室	佐賀市高木瀬町東高木227番地1
長崎	11月18日(月)	長崎県建設総合会館 大会議室	長崎市魚の町3-33
熊本	12月9日(月)	くまもと県民交流館パレア 会議室1	熊本市中央区手取本町8番9号
大分	11月8日(金)	大分建設会館 5階大ホール	大分市荷揚町4-28
宮崎	11月25日(月)	J A A Z Mホール 302研修室	宮崎市霧島1-1-1
鹿児島	11月26日(火)	かごしま県民交流センター 大研修室第3	鹿児島市山下町14-50

2 講義内容

建設業法令遵守説明会		
時 間	演 題	説 明 者
13:15～13:55	『建設業法令遵守ガイドライン（元下関係に係る留意点）』	九州地方整備局

建設キャリアアップシステム説明会		
時 間	演 題	説 明 者
14:00～14:20	I 部 『建設キャリアアップシステムの構築と政策展開について』	国土交通本省又は九州地方整備局
14:20～15:20	II 部 『建設キャリアアップシステムの概要、登録方法等について』	（一財）建設業振興基金
15:20～15:30	質疑応答	
15:35～16:05	III 部 『建設分野の外国人材の受入れについて』	国土交通本省、建設技能人材機構又は国際建設技能振興機構
16:05～16:15	質疑応答	

- ※1 受付開始
12時45分から(予定)
- ※2 参加費
無料
- ※3 申込み方法
インターネット(建設業振興基金専用ホームページ)から申込み

URL:
<https://wuke.jp/ccus/entries/add/1>

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。
※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務 - 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） - 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） - 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 - 適正な請負代金・工期での下請契約締結	○発注者・受注者の責務 情報通信技術の活用等による生産性向上	○発注者の責務 - 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 - 災害協定の締結、発注者間の連携 - 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用	○調査・設計の品質確保 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
働き方改革の推進	生産性向上への取組	災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保	
○工期の適正化 - 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 - 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） - 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化＜入契法＞ ○現場の処遇改善 - 社会保険の加入を許可要件化 - 下請代金のうち、労務費相当については現金払い	○技術者に関する規制の合理化 - 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 - 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要	○災害時における建設業者団体の責務の追加 - 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 - 経営管理責任者に関する規制を合理化 - 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備	

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

公共工事の品質確保の推進に関する法律の一部を改正する法律(案)

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【**基本理念**】災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【**発注者の責務**】

- ① 緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ② 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③ 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2. 働き方改革への対応

【**基本理念**】適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間 その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配、

【**発注者の責務**】

- ① 休日、準備期間、天候等を考、した適正な工期の設定
- ② 公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③ 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【**公共工事等を実施する者の責務**】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

3. 生産性向上への取組

【**基本理念、発注者・受注者の責務**】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計)について広く本法律の対象として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備

【**発注者の責務**】

- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報(地盤状況)等の適切な把握・活用

【**基本理念**】

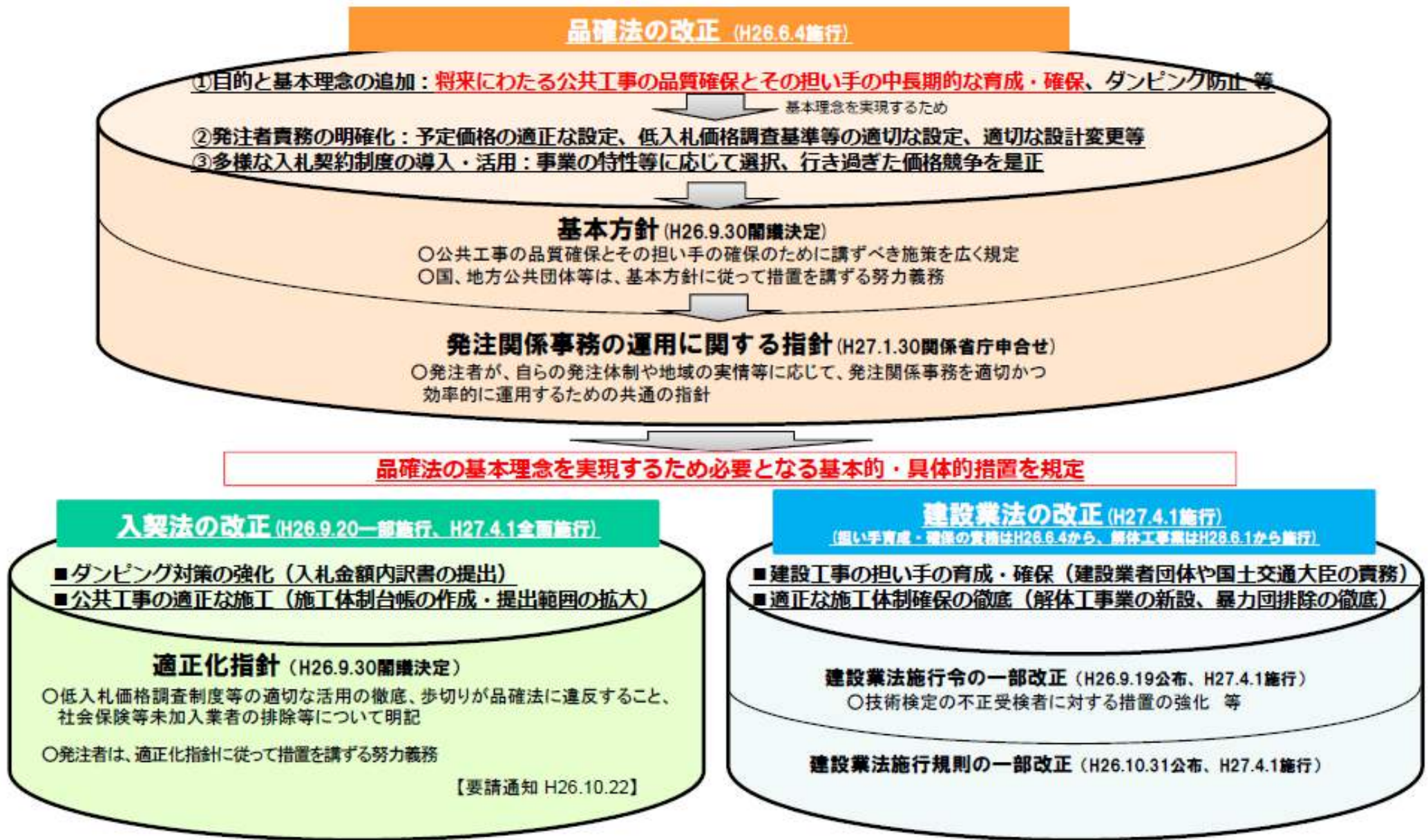
(3) 公共工事の目的物の適切な維持管理

【**国・特殊法人等・地方公共団体の責務**】

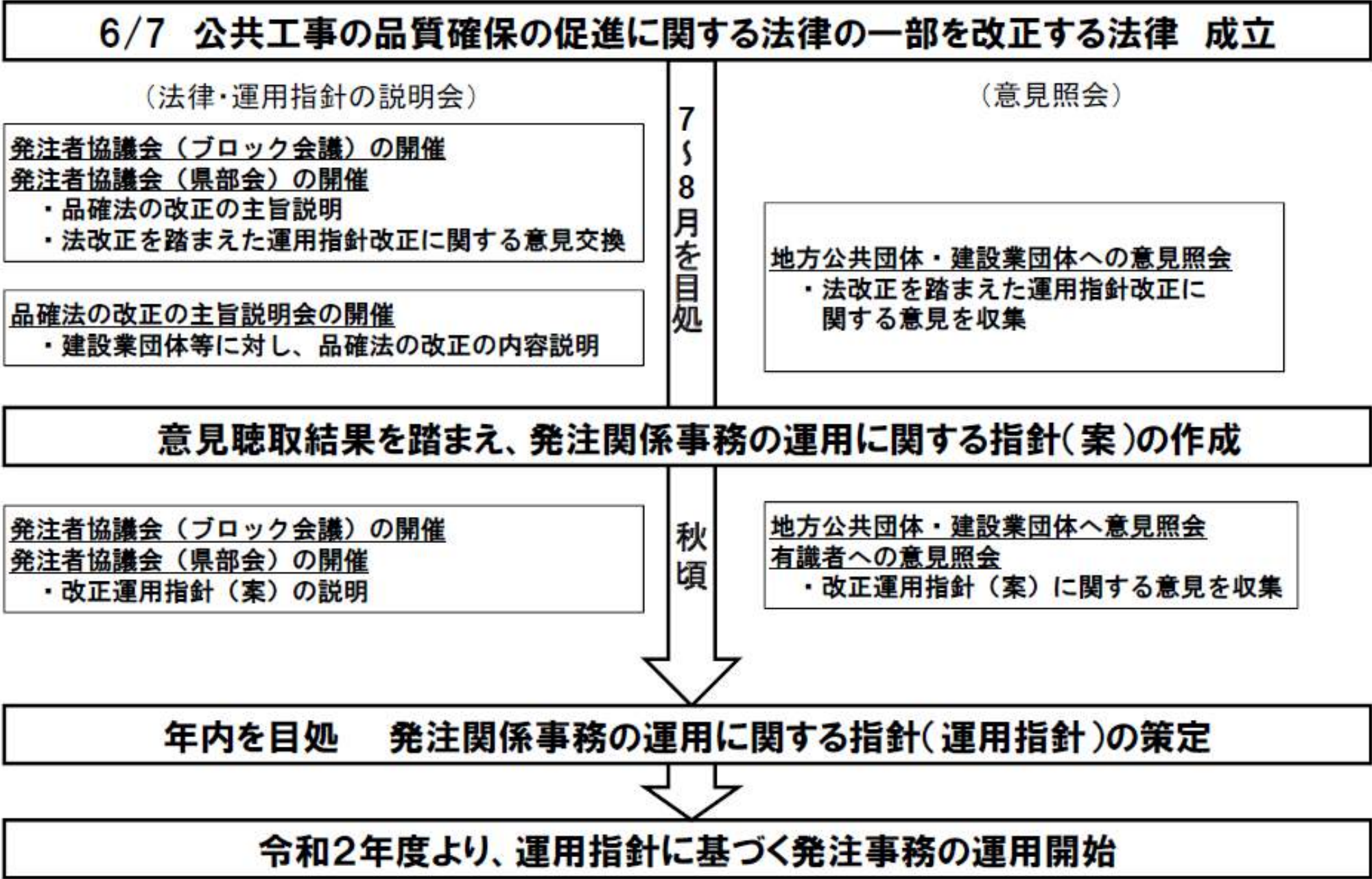
法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

品確法と建設業法・入契法(担い手3法)H26改正時の概要

■ インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{※1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{※2}」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1: 公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2: 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律



運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)



法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正（工期の適正化等）

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。
また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

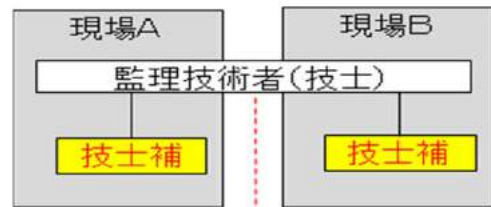
- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

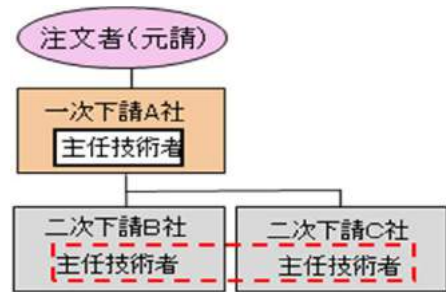
- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
- (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
- (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

＜元請の監理技術者＞



監理技術者は兼務可能

＜下請の主任技術者＞



主任技術者の設置を不要化

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。
- ※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

【目標・効果】

建設業における働き方改革の実現を通じて、女性や若年層など将来における担い手を確保

(KPI)・建設業入職者数:4万人(2017年度)→5.5万人(2023年度)(1.5万人純増)

・技術者・技能労働者の週休2日の割合

:技術者8.5%(2017年度)、技能労働者47%(2018年度)→原則100%(2024年度)

・下請代金のうち、少なくとも労務費相当分を現金払いとする割合:91.4%(2018年度)→100%(2025年度)

建設業の働き方改革の促進

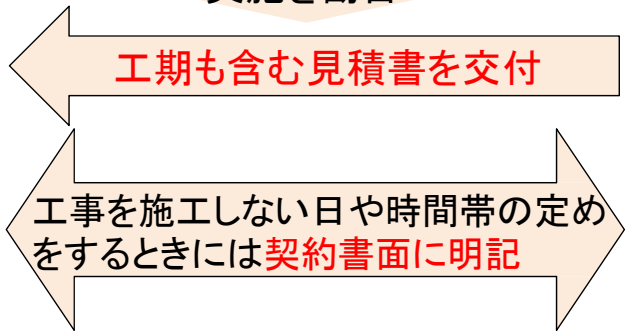
長時間労働の是正

中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

注文者

通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**
 ・違反した場合、**勧告**
 ・従わないときは、その旨を**公表**
 ※建設業者の場合は監督処分

実施を勧告



建設業者

行程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積もり

<参考>

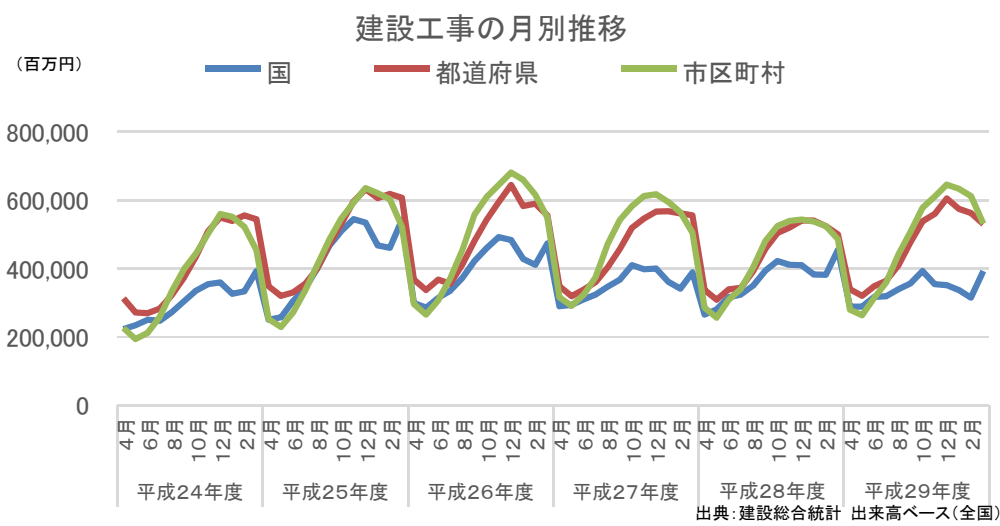
建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、「**建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン**」を策定し、関係省庁に要請。



平準化

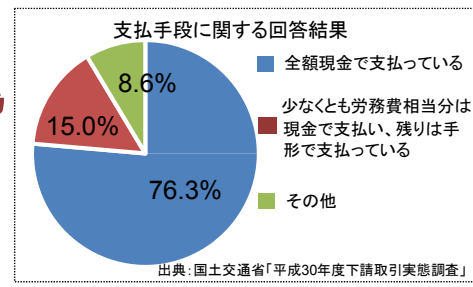
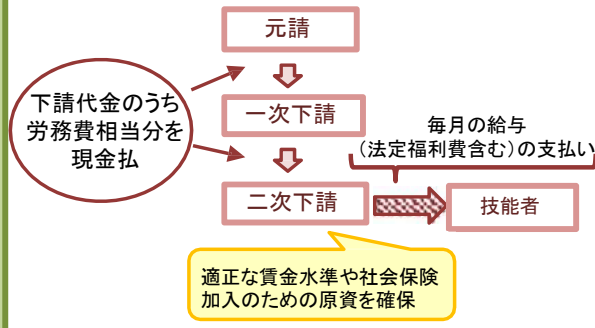
<入契法にて措置>

入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、**工期の確保や施工時期の平準化を明記(※)**
 (※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。



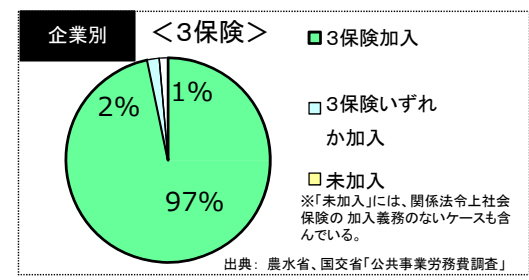
処遇改善

下請代金のうち**労務費相当分について現金払**
 ➡ **下請労働者の処遇改善**



下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築

➡ **不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進**



※省令事項として位置付け

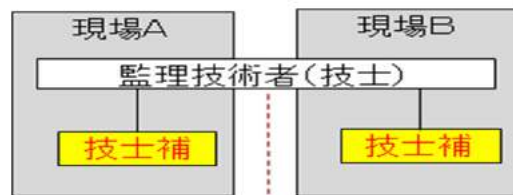
建設現場の生産性の向上

限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

- 監理技術者の専任緩和
監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする**
- 元請の監理技術者を**補佐する制度の創設**
技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。
第1次検定の合格者に**技師補の資格を付与**。

➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進



監理技術者は兼務可能

※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

<現行制度>

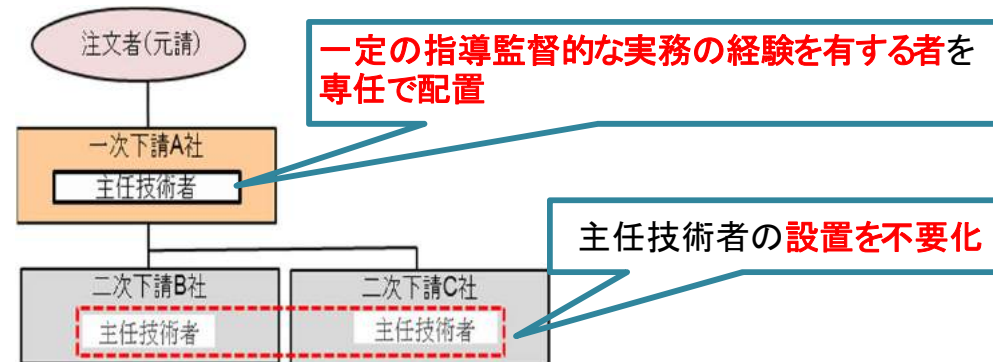
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

下請

○専門工事一括管理施工制度の創設

以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする：

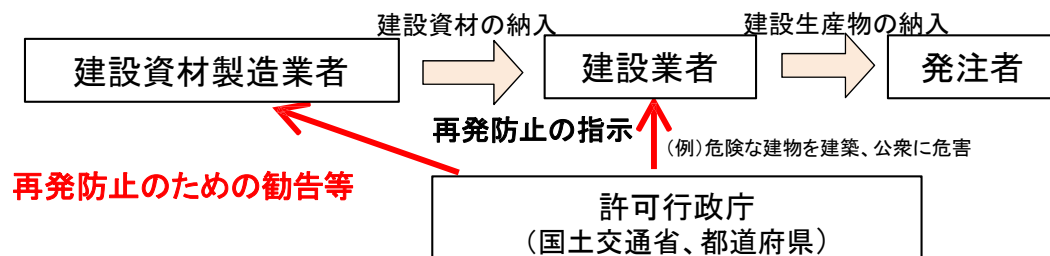
- ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・更なる下請契約は禁止



※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

建設工事の施工の効率化の促進

建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、**建設資材製造業者に対して改善勧告等ができる仕組みを構築し、建設資材の活用促進に向けた環境を整備**

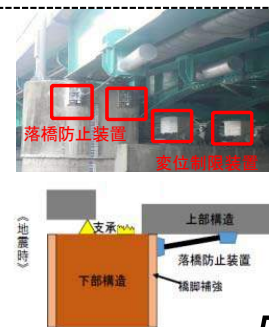


➡ 建設資材製造品の積極活用を通じた生産性の向上

落橋防止装置等の溶接不良
(平成27年12月22日 落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書)

【事案概要】

耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良による亀裂を発見



持続可能な事業環境の確保 等

経營業務管理責任者に関する規制の合理化

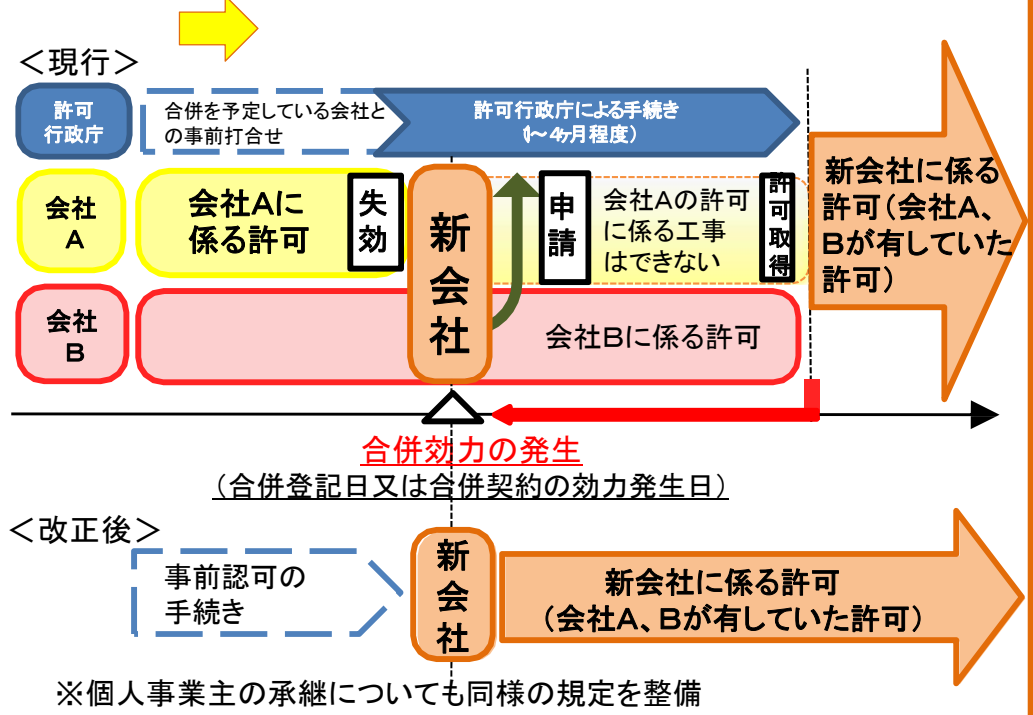
- ・建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員に在ることを必要とする規定を廃止
- ・下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築(再掲)

【現行の許可制度の要件】

(1) 経営の安定性	
経営能力 (経營業務管理責任者)	事業者全体として適切な経営管理責任体制を有すること
財産的基礎 (請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)	
(2) 技術力	
業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)	
(3) 適格性	
誠実性 (役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)	

円滑な事業承継制度の創設

合併・事業譲渡等に際し、新たな許可を取り直すことなく円滑に事業承継できる仕組みを構築。



その他改正事項

工期等に影響を及ぼすおそれがある事象に関する情報の提供
工事現場におけるリスク発生時の手戻りを減少させるため、注文者が施工上のリスクに関する事前の情報提供を行う

不利益取扱いの禁止
元請負人がその義務に違反した場合に、下請負人がその事実を許可権者等に知らせたことを理由とした不利益な取扱いを禁止

建設業許可証掲示義務緩和
工事現場における下請業者の建設業許可証掲示義務の緩和

施工技術の確保
建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術等の向上の努力義務化

災害時における建設業者団体の責務
迅速な災害復旧の実現のため、建設業者と地方公共団体等との連絡調整等、災害時における公共との連携の努力義務化